

(仮称) 帯広市公共施設マネジメント計画
(案)

平成28年11月

帯 広 市

目 次

第1章 計画の概要

1 計画の目的	1
2 計画の位置付け	1
3 対象施設	2
4 計画期間	2

第2章 公共施設等の現状と課題

1 公共施設等の現状	3
2 人口の状況	10
3 財政の状況	11
4 公共施設等の更新費用の将来推計	13
5 将来の公共施設等を取り巻く厳しい状況	15
6 公共施設等の課題	15

第3章 公共施設マネジメントの基本的な視点・方針

1 基本的な視点	17
2 公共施設マネジメントの基本方針	18

第4章 施設類型ごとの考え方

1 公共施設	20
2 インフラ施設	38
3 公営企業施設	41

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制	43
2 情報の管理と共有	43
3 公共施設マネジメントの取り組みにあたって	43

用語解説	44
--	----

第1章 計画の概要

1 計画の目的

我が国は、人口増加や経済成長に伴い、学校や公営住宅、地域コミュニティ施設、文化・スポーツ施設のほか、道路、公園、上下水道などの公共施設等を集中的に整備してきました。本市においても、昭和40年代後半以降、人口の増加や都市化の進展に伴い、多くの公共施設等の整備を進めてきており、これらの公共施設等の多くが年数の経過により老朽化が進行し、大規模な改修や更新が必要な時期を迎えています。

本市の公共施設は、建築後30年以上経過した建物が約4割あり、今後20年間において、その割合は約9割まで上昇します。また、現在の公共施設等を全て保有し続けた場合、今後40年間で必要となる単年度ごとの改修・更新経費は、直近5年間の平均投資的経費の2倍相当額になると推計しています。

本市の人口は、平成12年をピークに減少傾向が続いており、「帯広市人口ビジョン」の推計では人口減少が続き、年少人口、生産年齢人口も減少する一方で、老年人口の増加を見込んでいます。

こうした人口構成の変化に伴い、高齢化による扶助費の増加や市税収入の減少など、財政状況は一層厳しさを増すことが予想されることから、公共施設等の維持管理や更新にも影響が出てくるものと考えられます。

本計画は、社会経済情勢の変化などに対応し、本市の財政状況を考慮しながら、長期的な視点を持って公共施設等の機能が効果的に発揮するよう、公共施設等の長寿命化や施設総量の適正化などに取り組む、公共施設マネジメントの基本的な方針や考え方を示すものです。

2 計画の位置付け

本計画は、本市の公共施設マネジメントを行うための基本的な方針や考え方を示すものです。

本市が既に策定している公共施設等に係る長寿命化計画などの各種計画は、本計画との整合を図りながら進めるものとします。また、今後新たに策定する各公共施設等の個別計画等については、本計画に即して策定するものとします。

なお、本計画は国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づく、「公共施設等総合管理計画」として策定するものです。

3 対象施設

本計画の対象施設は、本市が設置・運営（指定管理者などの運営委託施設や借り上げ施設、一部事務組合が運営する施設などで本市が所有する施設などを含む。）する公共施設のほか、インフラ施設や公営企業施設も含めた全ての公共施設等を対象とします。

本計画では、公共施設等を3つに区分し、「公共施設」はインフラ施設や公営企業施設を除く建築物を中心とした施設、「インフラ施設」は道路、橋梁、公園、簡易水道、農村下水道の施設、「公営企業施設」は地方公営企業として企業会計で運営している上下水道施設とします。



4 計画期間

本計画は、一般的に大規模な修繕や改修が必要とされる建築後 30 年以上を経過した公共施設が、20 年後には約 9 割になることなどを踏まえ、平成 29 年度から平成 48 年度までの 20 年間を計画期間として設定します。

なお、本市を取り巻く社会経済情勢の変化をはじめ、国等の計画や制度改正などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

第2章 公共施設等の現状と課題

1 公共施設等の現状

(1) 公共施設等の状況

公共施設は建築物を中心に 285 施設あり、このうち本市が所有する施設の延床面積は約 73.5 万㎡になります。

用途別の延床面積では、学校教育系施設が約 35% と最も多く、次いで公営住宅が約 31% となっており、あわせて全体の 6 割以上を占めています。

また、インフラ施設・公営企業施設のうち、道路の延長は約 1,400km、水道・下水道管を合わせた管延長は約 2,270km に及びます。内訳は表 1 のとおりですが、本書の公共施設等の現状に関する記述内容については、本市の「公共施設白書」に基づいています。

表 1 公共施設等の内訳

区分	大分類	施設数	建物		備考
			延床面積(㎡)	割合(%)	
公共施設	地域コミュニティ施設	51	29,483	4.0	コミュニティセンター、福祉センター、農業センター
	市民文化・社会教育系施設	11	42,996	5.9	市民文化ホール、とちかちプラザ、図書館、動物園など
	スポーツ・レクリエーション系施設	28	62,410	8.5	体育館、屋内スピードスケート場、野球場、岩内自然の村など
	産業系施設	14	15,806	2.2	北愛国交流広場、とちかち大平原交流センター、公共育成牧場など
	学校教育系施設	42	255,389	34.7	小学校、中学校、給食調理場など
	子育て支援施設	54	14,817	2.0	保育所、児童保育センター、児童会館
	保健・福祉・医療施設	7	13,098	1.8	保健福祉センター、グリーンプラザ、休日夜間急病センターなど
	公営住宅	22	225,699	30.7	市営住宅
	行政系施設	22	41,513	5.6	本庁舎、支所、消防庁舎など
	その他施設	24	23,770	3.2	空港、駐車場、競馬場、火葬場など
	普通財産	10	9,985	1.4	市民活動プラザ六中など
	小計	285	734,966	100.0	
インフラ施設	道路・橋梁	—	—	—	市道延長1,406.4km、市管理橋梁399橋
	公園	—	2,206	—	開設公園214か所、開設面積763ha
	簡易水道	—	3,080	—	水道管延長326.3km、簡易水道施設4施設
	農村下水道	—	157	—	下水道管延長1.8km、下水道処理施設1施設
	小計	—	5,443	—	
公営企業施設	水道	—	9,473	—	水道管延長1,067.2km、水道施設3施設
	下水道	—	18,371	—	下水道管延長1,200.1km、下水道処理施設1施設
	小計	—	27,844	—	
計	285	768,253	—		

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

※「施設数」は、本市が設置・運営（指定管理者などの運営委託施設や借り上げ施設などを含む。）しているもの。「延床面積」は、うち本市が所有する建物の床面積。

(2) 公共施設の道内主要都市との比較

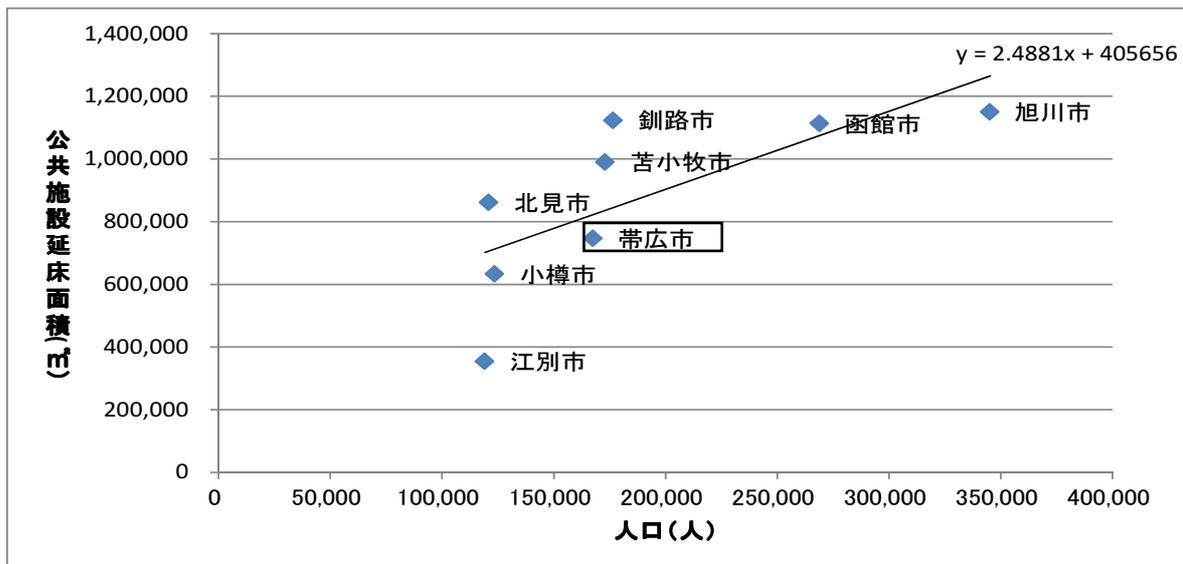
道内主要都市の公共施設の延床面積等は、表2のとおりであり、本市の人口1人当たりの延床面積は、道内主要都市の平均4.90㎡を下回っています。

また、図1のように延床面積と人口の関係では、本市はグラフの近似線よりも下に位置しており、人口規模から見ると、道内主要都市の中では公共施設の延床面積は少ない状況にあります。

表2 道内主要都市(札幌市を除く人口10万人以上)の公共施設延床面積の状況

自治体名	人口(人)	行政面積(ha)	可住地面積(ha)	公共施設延床面積(㎡)	1人当たり面積(㎡/人)	1人当たり面積平均(㎡/人)
帯広市	167,604	61,894	38,180	745,706	4.45	4.90
旭川市	345,200	74,760	35,016	1,149,439	3.33	
函館市	268,912	67,795	12,850	1,112,705	4.14	
釧路市	176,665	136,275	29,297	1,122,186	6.35	
苫小牧市	173,034	56,150	19,686	989,117	5.72	
小樽市	123,664	24,330	7,976	632,119	5.11	
北見市	121,000	142,756	42,066	860,776	7.11	
江別市	119,212	18,757	16,825	353,674	2.97	

図1 公共施設延床面積と人口の関係



(人口) 北海道総合政策部「住民基本台帳人口(平成27年3月31日現在)」

(面積) 総務省統計局「地域別統計データベース(平成24年値)」

(公共施設の延床面積) 総務省「公共施設状況調査(平成24年度)」

1-1 公共施設の整備状況

本市の公共施設は、人口の増加や都市化の進展に伴い整備を進めてきており、建築年別にみると、昭和40年代後半から平成10年代にかけて、学校や市営住宅をはじめ多くの施設整備を行っています。

本市では、公共施設の安全性を確保するため、旧耐震基準である昭和56年以前に建築された学校教育系施設、保育所及び児童保育センターなどの子育て支援施設、地域コミュニティ施設などについて、計画的に耐震化を進めてきており、平成27年度末現在、公共施設の耐震化率は、約98.5%となっています。

建築年数別の延床面積割合及び整備状況は、一般的に大規模な修繕や改修が必要とされる建築後30年以上を経過した建物の割合は約39%となっており、今後20年でその比率は約9割まで上昇し、これらの建物が一斉に大規模改修や更新の時期を迎えることが予想されます。

施設分類別では、建築後30年以上経過した建物は子育て支援施設が6割以上、地域コミュニティ施設が6割近い状況となっています。

表3 公共施設の建築年別整備状況

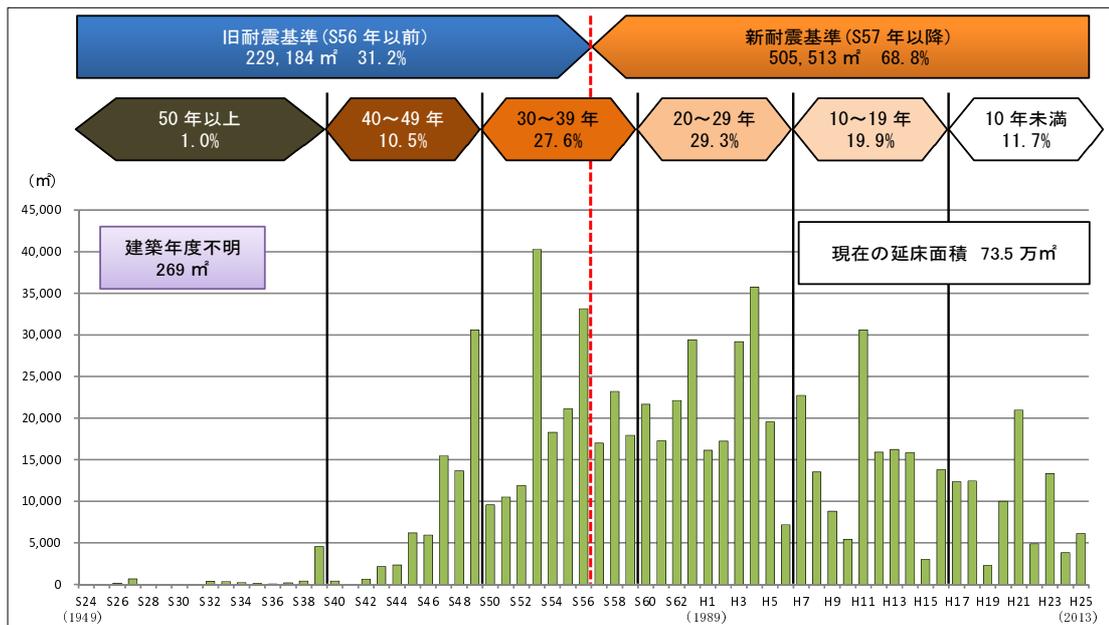
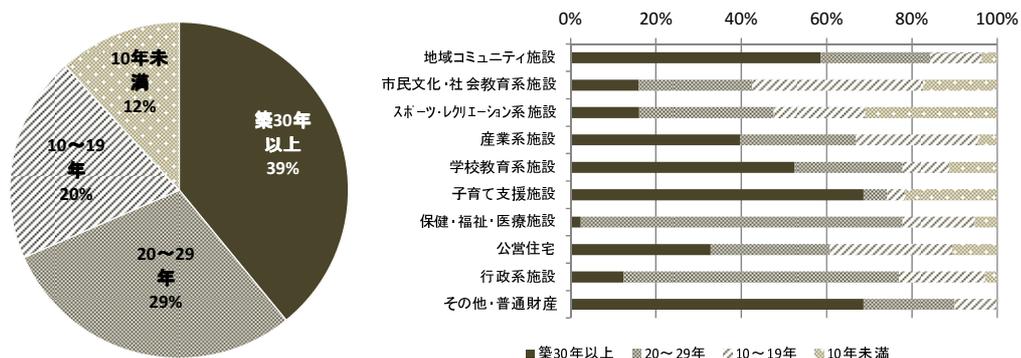


図2 建築年数別の建物延床面積割合及び整備状況



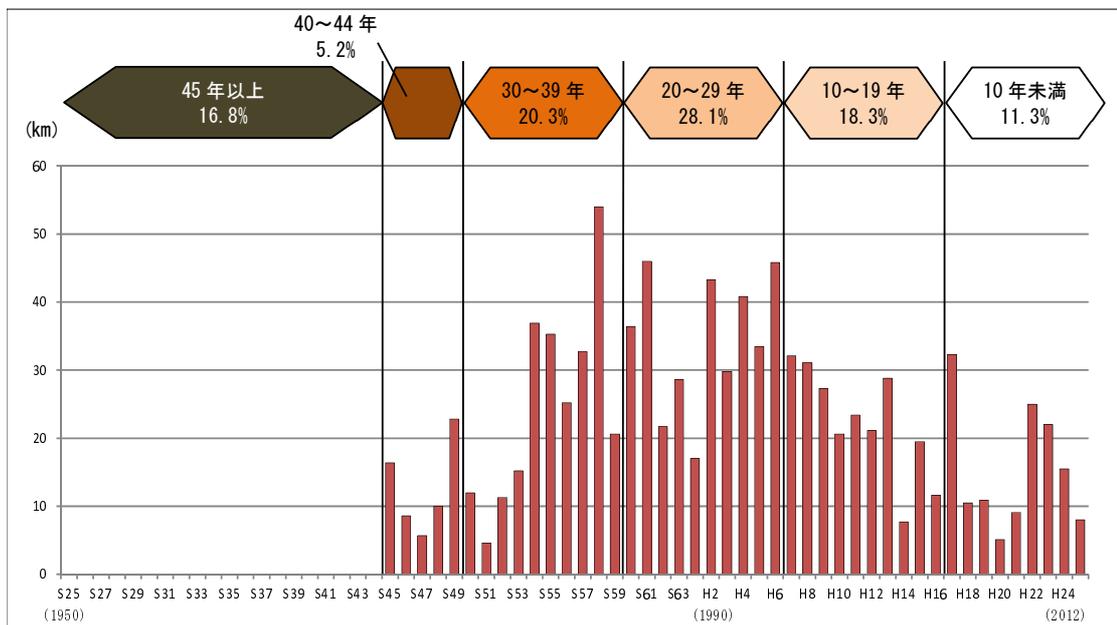
1-2 インフラ施設の整備状況

(1) 道路・橋梁

本市の行政区域内の道路は、市道のほか、国道及び道道で構成され、道路全体の約9割を占める市道の総延長は1,406.4kmであり、整備後30年以上が経過した道路は全体の約4割となっています。

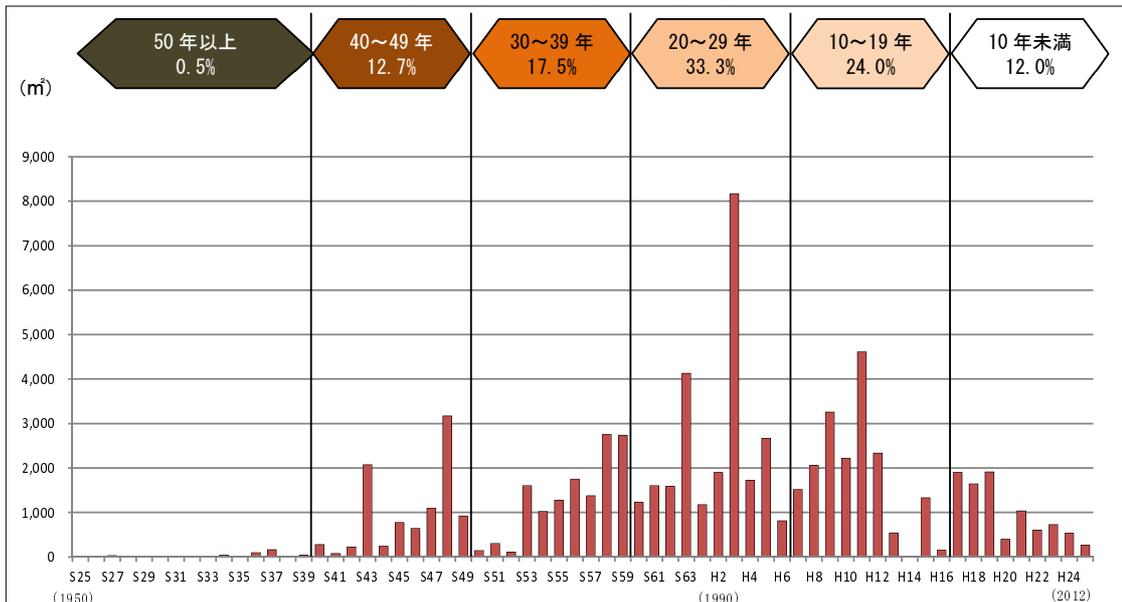
管理している橋梁は、農村地域にある明渠排水路の付帯施設の橋梁や林道の橋梁を含めると全部で399橋あります。昭和53年度から平成12年度の間に整備を行ったものが多くあり、橋梁の耐用年数とされている60年を経過した橋梁は、現在のところ1橋ですが、今後徐々に増加していく状況にあります。

図3 道路の年度別整備延長



※昭和44年以前に整備された204.9kmについては、年度別の記録がないため、グラフに表示していません。

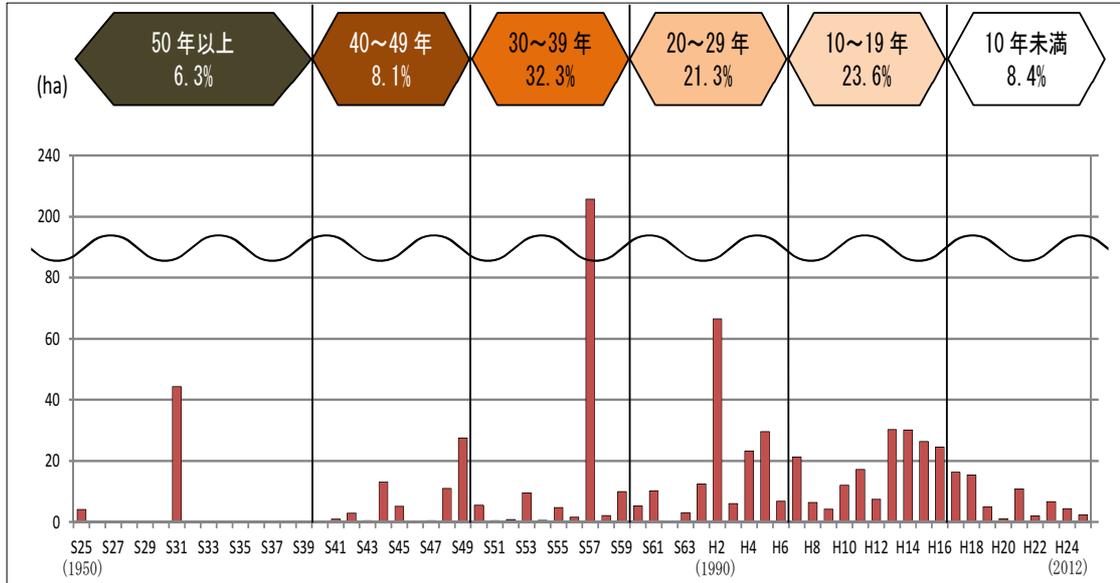
図4 橋梁の年度別整備面積



(2) 公園

本市が管理している公園等は、214 箇所、開設面積は約 763ha であり、全体の約 5 割が整備から 30 年を経過しています。遊具、園路、樹木などのほか、公園内のトイレなどの維持管理も行っています。

図5 公園の年度別開設面積

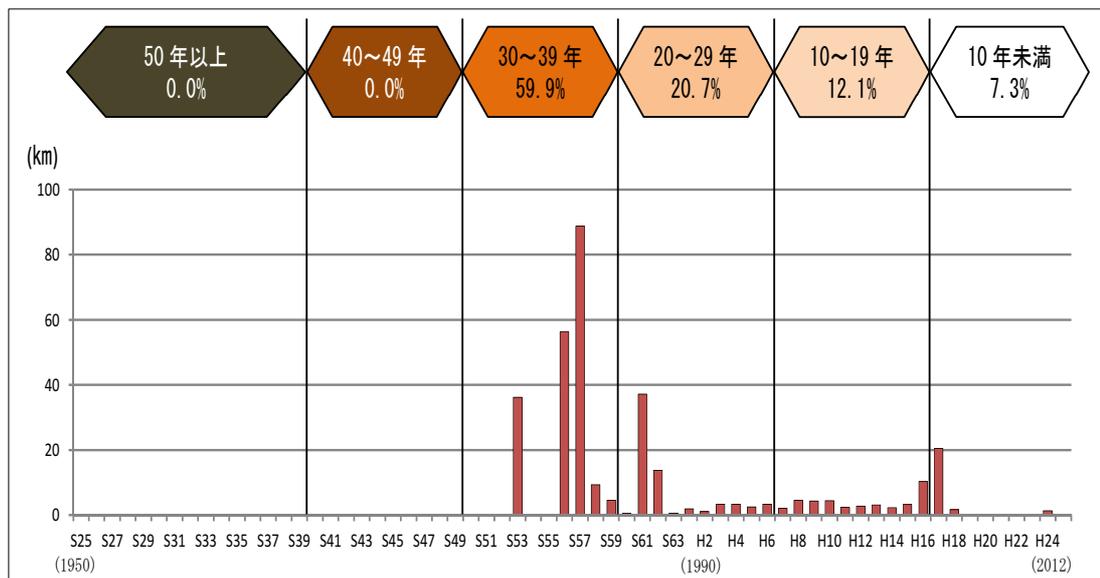


(3) 簡易水道

農村地域の水道は、飲用水の供給を目的とする「簡易水道事業」と、農業に必要な営農用水の確保を目的とした「営農用水道」と合わせて整備をしてきました。

簡易水道として整備を行った水道管の延長は 326.3km であり、水道管の耐用年数とされている 40 年を経過している水道管はありませんが、整備後 30~39 年を経過した水道管が全体の約 6 割を占めています。

図6 簡易水道事業の年度別管路整備

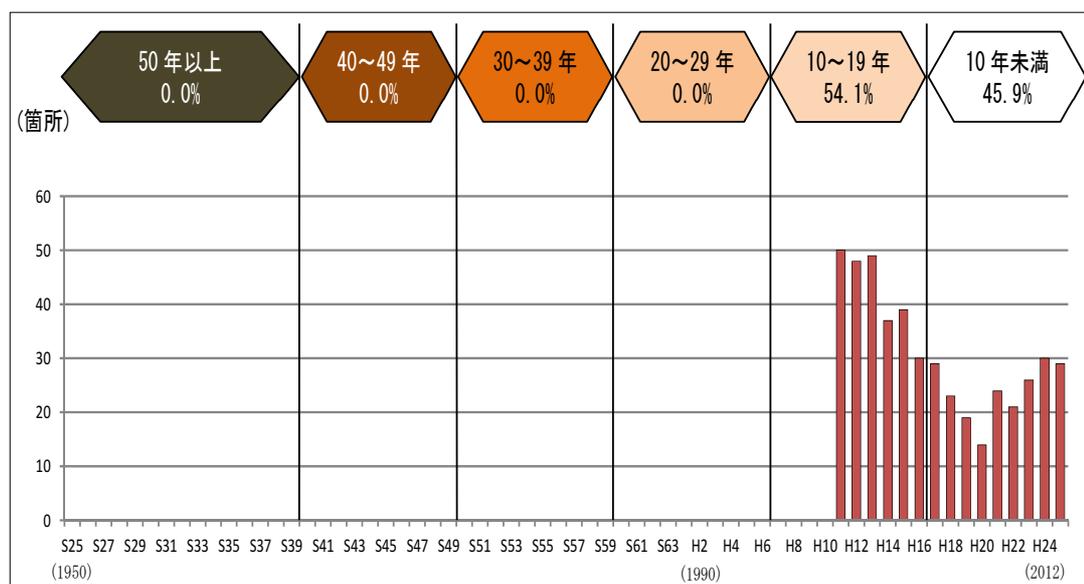


(4) 農村下水道

農村部の下水道は、川西・愛国・大正の市街地については、特定環境保全公共下水道事業で整備を行っています。農業集落排水は、清川町の一部に処理区域があり、平成12年度に下水道管延長1.8kmと、処理施設として清川下水処理場を整備しています。

また、個別排水は、平成11年度から20年計画で、500基を目標に合併処理浄化槽の整備を進めています。整備個数は、年度によって変動はあるものの、近年は20～30箇所で推移しており、現在の個別排水処理施設整備率は約9割を超えています。

図7 合併処理浄化槽の年度別設置個所数

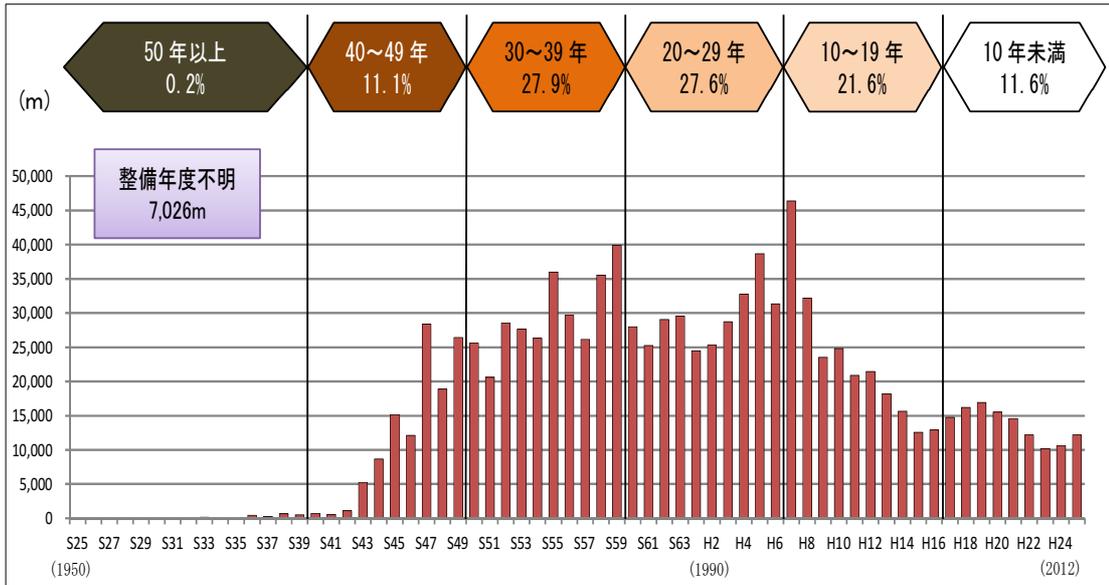


1-3 公営企業施設の整備状況

(1) 水道

水道管の延長は、導水管、送水管、配水管を合計すると 1,067.2km になります。水道管の耐用年数とされている 40 年を経過した水道管は、全体の約 1 割あり、10 年後には約 4 割が耐用年数に達する状況となることから、現在、老朽管更新事業に取り組んでいます。

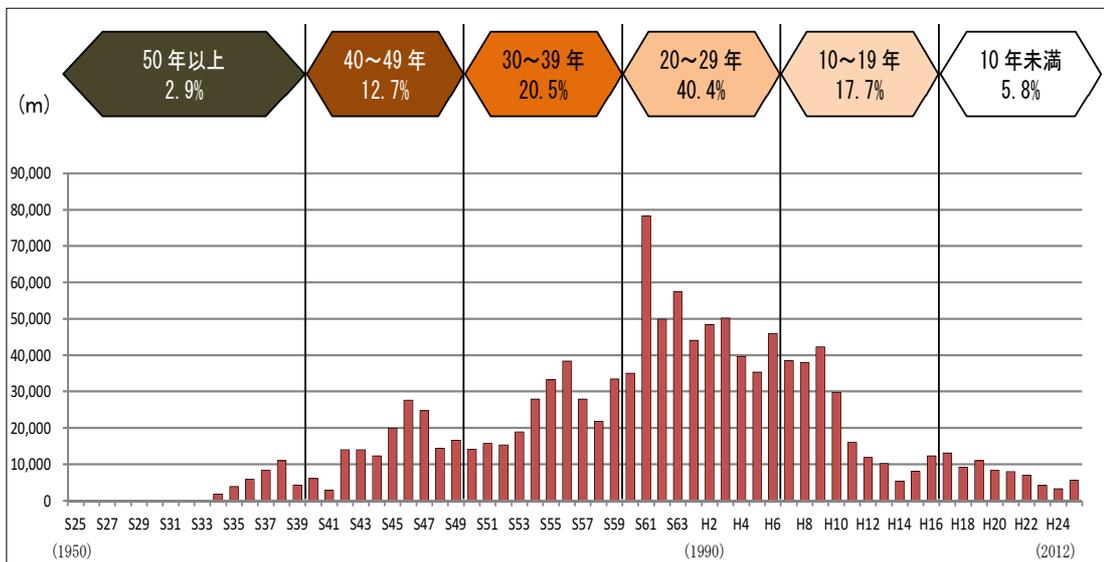
図 8 水道管の年度別整備延長



(2) 下水道

下水道管の延長は、汚水管、雨水管、合流管を合計すると 1,200.1km になります。下水道管の耐用年数とされている 50 年を経過した下水道管は、全体の約 3% であり、今後 20 年間に耐用年数を迎える下水道管が、約 3 割になる状況となっています。

図 9 下水道管の年度別整備延長



2 人口の状況

2-1 人口の推移

国勢調査における本市の人口は、戦後一貫して増加傾向にありましたが、平成 12 年の 173,030 人をピークとして減少に転じ、平成 22 年の調査では、168,057 人となっています。

本市の人口構成を年少人口（0-14 歳）、生産年齢人口（15-64 歳）、老年人口（65 歳以上）の 3 区分別にみると、年少人口は、昭和 55 年の 37,274 人をピークとして減少に転じ、平成 22 年では 21,472 人となっています。また、年少人口割合も昭和 30 年に 32.8% を占めていたものが平成 22 年には 12.8% となり、55 年間で 20% 低下しています。

生産年齢人口は、平成 7 年まで増加を続けていましたが、平成 22 年には 109,040 人となり、この 15 年間で 12,056 人減少しています。また、概ね 70% 前後で推移していた生産年齢人口割合も、平成 7 年からは低下傾向にあります。

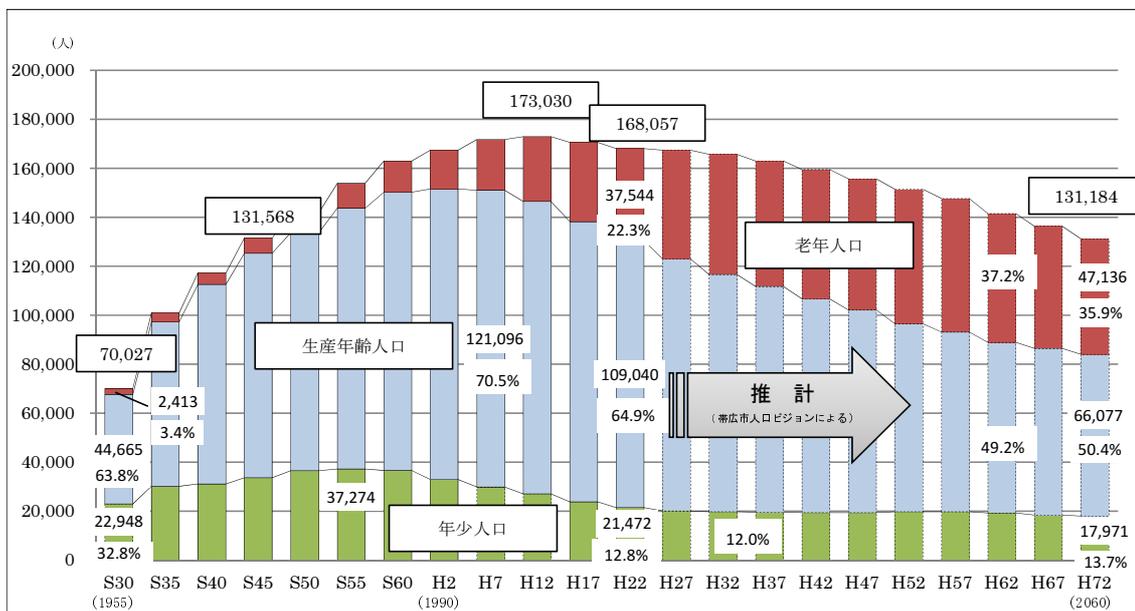
一方、老年人口は、一貫して増加を続けており、平成 22 年には 37,544 人、老年人口割合では 22.3% となっています。昭和 30 年と比較すると、人数で約 3 万 5 千人、割合では約 20% 増加しています。

2-2 今後の人口推計

平成 27 年度に策定した「帯広市人口ビジョン」では、平成 72 年の本市の人口は、現在よりも約 2 割減少し、昭和 45 年と同程度の 131,184 人になると推計しています。

また、人口構成は、平成 62 年までは少子高齢化が進み、高齢化率は平成 62 年に 37.2% をピークとして減少し、年少人口割合は平成 32 年、37 年に 12.0% まで低下しますが、その後は平成 72 年には 13.7% まで上昇、さらに、生産年齢人口割合も、最低の平成 62 年の 49.2% から 50.4% まで上昇するものと見込んでいます。

図 10 帯広市の人口と人口構成の推移



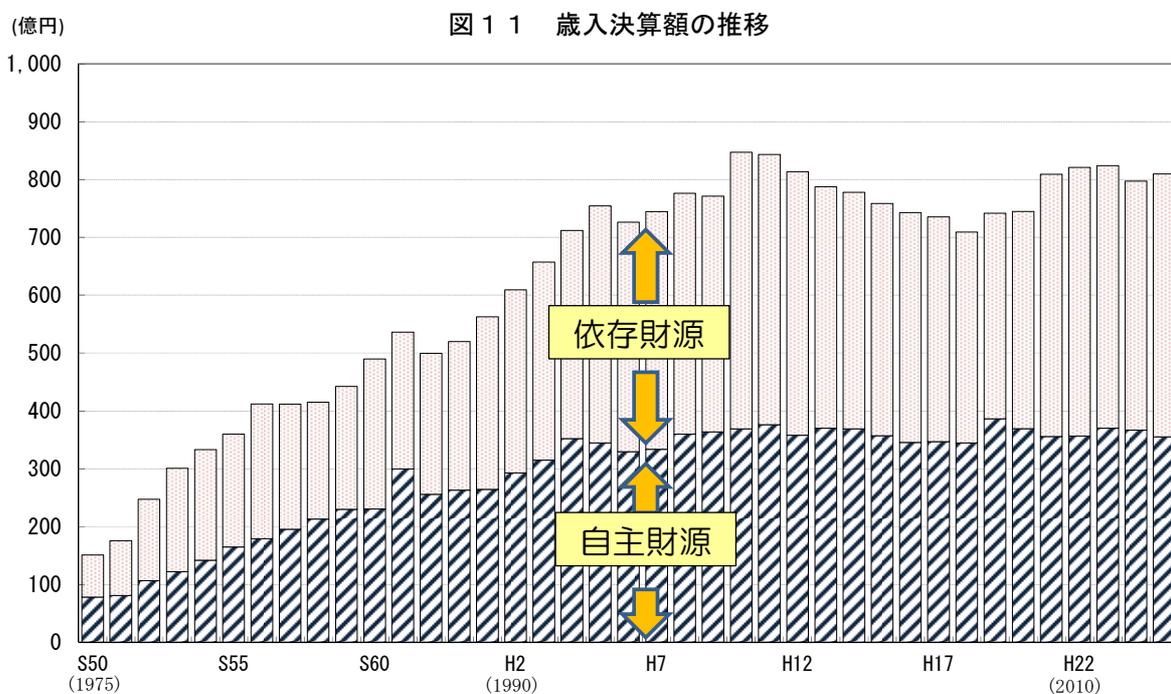
3 財政の状況

3-1 歳入の推移

本市の普通会計における歳入総額は、平成 10 年度に 847 億円まで増加しましたが、これ以降は増減を繰り返し、近年は概ね 800 億円前後となっています。

歳入は、自主財源（市税など自前で調達できる収入）と依存財源（地方交付税や補助金など国や都道府県からの交付による収入）に大きく分けられ、本市の自主財源の比率は、税制改正に伴う税源移譲により、平成 19 年度に 50%を超えましたが、その後の景気低迷による市税の減少や国の経済対策に伴う国庫支出金の増加などにより、平成 20 年度から再び 50%を割り込んでいます。

今後も、国や道の財政状況は厳しいことが想定されることから、依存財源の大幅な増加が期待できない中で、主な働き手である生産年齢人口の減少に伴い、自主財源の根幹となる市税の減少が懸念されるなど、歳入総額の伸びは期待できない状況にあります。



3-2 歳出の推移

本市の普通会計における歳出総額は、基本的には歳入総額と同様に推移しており、近年は概ね 800 億円前後となっています。

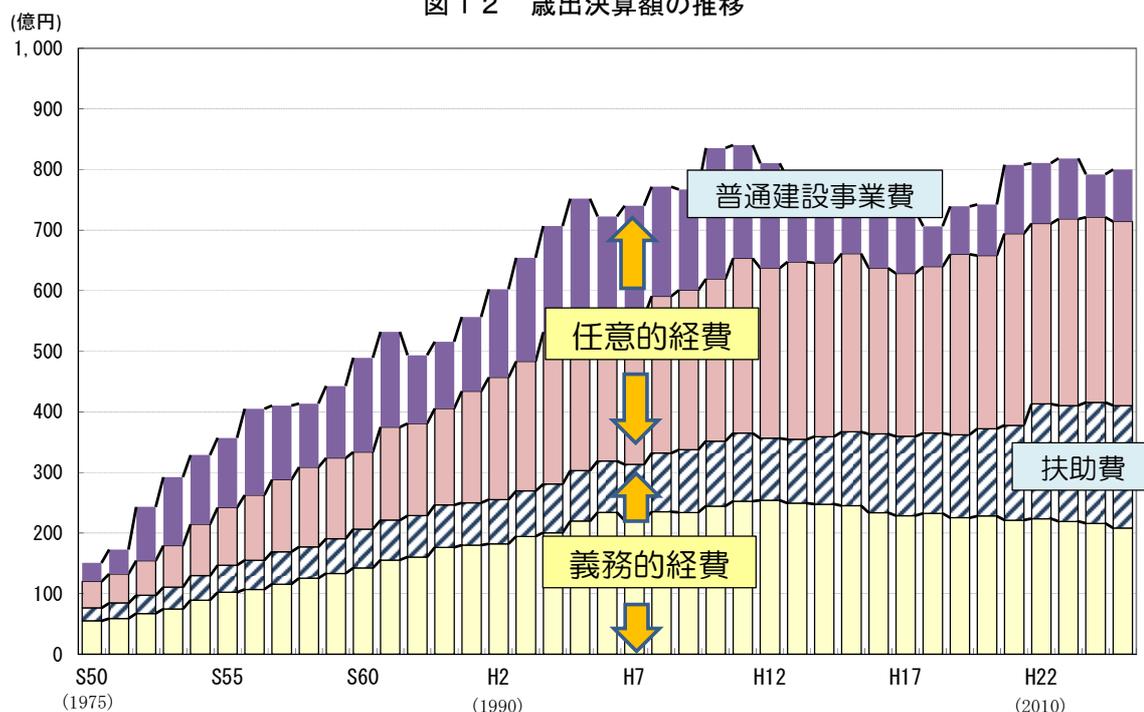
歳出は、義務的経費（職員の人件費や社会保障・生活保護費などの扶助費、借金の返済にあてる公債費など支出が義務づけられている経費）とそれ以外の任意的経費に分けることができ、義務的経費が少ないほど、行政運営の自由度は高まります。

本市の義務的経費のうち、人件費や公債費は、給与制度の見直しや市債の低金利債への借換えなどにより、近年減少してきています。一方、扶助費は、高齢化の進行などにより年々増加を続け、この 10 年間で約 2 倍となり、歳出総額の約 4 分の 1 を占めるまでに至っています。

また、任意的経費のうち、公共施設の整備費などの普通建設事業費は、都市基盤の整備が一定程度進んだことなどから、全体としては減少傾向にあり、施設の維持補修費と合わせた合計額でも、平成 22 年度以降は 100 億円を下回っており、ピーク時の約 4 割となっています。

今後、歳入総額の大幅な伸びが期待できない状況の中、本格的な高齢社会の到来により、扶助費はさらに増大することが見込まれており、普通建設事業費や維持補修費に充てられる財源は限られてくるものと考えられます。

図 1 2 歳出決算額の推移



3-3 企業会計

本市の水道事業と下水道事業は、地方公営企業法の適用を受ける「地方公営企業」として、事業を行っています。

地方公営企業は、普通会計とは異なり、事業の運営に必要な経費は、その事業収入で賄う、いわゆる「独立採算制」の原則に基づき経営を行う企業会計となっています。

浄水場や下水処理場をはじめ、これらの施設と家庭をつなぐ配管など、上下水道事業に必要な施設整備に係る費用は、市民が負担する水道料や下水道使用料により賄われています。

本市では、将来の需要を予測し、長期的な財政収支計画を立て健全な経営に努めていますが、人口減少社会を迎え、料金収入が年々減少していくことが予想されます。また、高度経済成長期などに整備した施設の老朽化が急速に進み、今後、これらの施設が更新のピークを迎えることから、将来的に必要なとなる施設の更新等に必要な資金を確保することが、大きな課題になります。

4 公共施設等の更新費用の将来推計

公共施設白書では、本市の公共施設等について、国が公表している試算ソフトを用いて、一定の条件のもとに今後40年間(平成26年から平成65年まで)の更新費用の試算を行いました。

その結果、公共施設、インフラ施設及び公営企業施設の全ての施設について、今後40年間に必要となる改修・更新費用を試算した合計額は、約7,058億円となりました。

40年間の平均では単年度当たり176.4億円となり、これは直近5年間(平成21年から平成25年まで)の公共施設及びインフラ施設、公営企業施設に係る投資的経費合計の平均である86.2億円の約2.0倍に相当します。

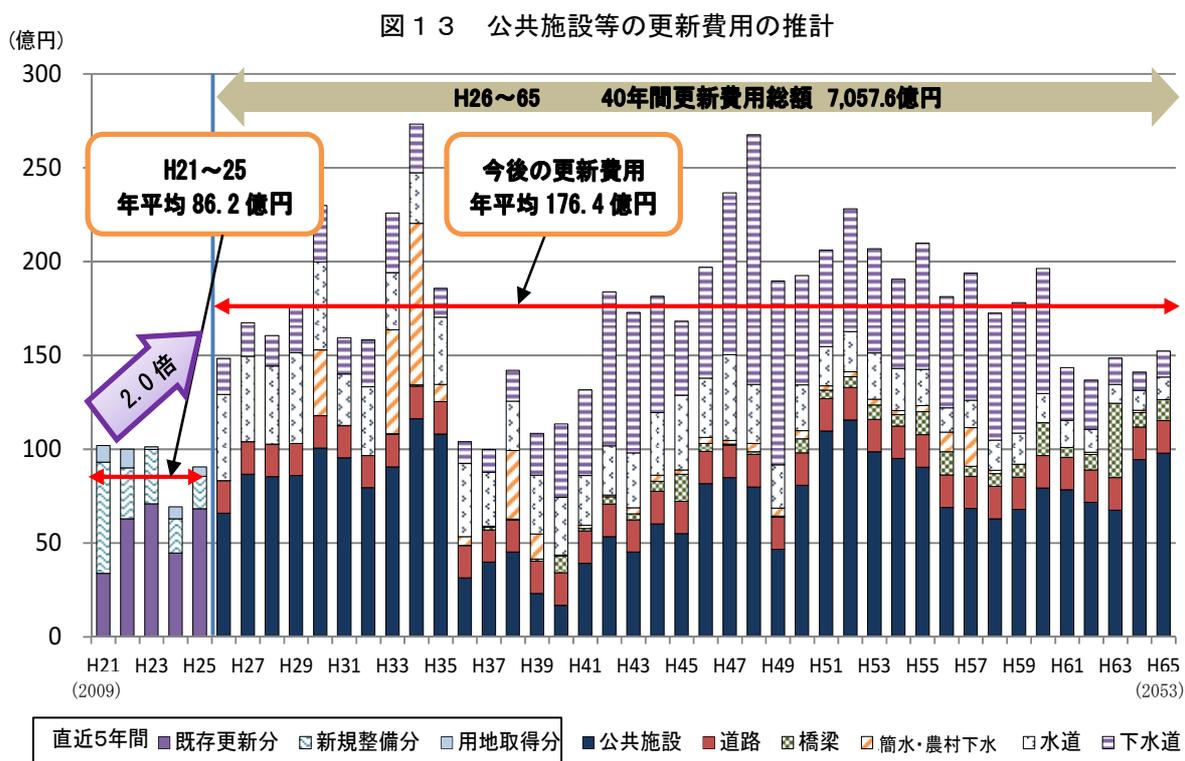
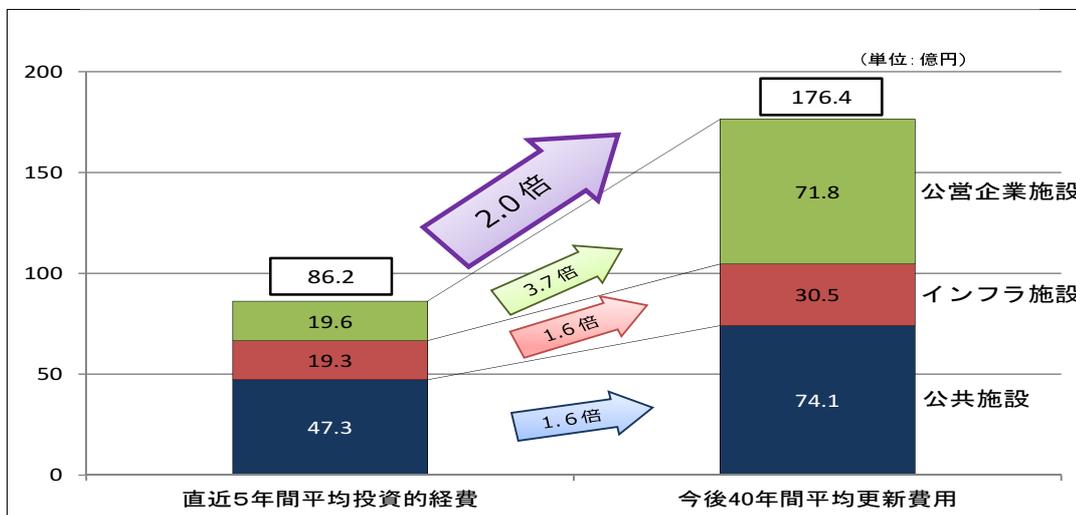


図14 直近5年間平均投資的経費と今後40年間平均更新費用の比較



4-1 公共施設の更新費用の推計

今後 40 年間に必要となる公共施設の改修・更新費用の総額は、約 2,962 億円と試算しています。建築後 30 年で大規模改修、60 年で建替えを行うと仮定した場合、今後、平成 35 年までは、既に大規模改修の時期を過ぎている施設の占める割合が大きくなり、平成 46 年頃からは本格的に更新（建替え）費用が増加していきます。

40 年間の平均では単年度当たり約 74 億円となり、これは直近 5 年間の公共施設に係る投資的経費の平均である約 47 億円の 1.6 倍に相当します。

4-2 インフラ施設の更新費用の推計

(1) 道路

本市が管理する市道約 1,406km のうち、舗装済道路延長約 979 km について、更新年数を 15 年と仮定して、今後 40 年間に必要となる更新（舗装の打換）費用のみを試算した結果、総額は約 689 億円となりました。

40 年間の平均では単年度当たり約 17 億円となり、これは直近 5 年間の道路に係る投資的経費の平均である約 16 億円とほぼ同じ額になります。

(2) 橋梁

本市が管理する橋梁 399 橋について、更新年数を 60 年と仮定して、今後 40 年間に必要となる更新（架け替え）費用を試算した結果、総額は約 214 億円となりました。

40 年間の平均では単年度当たり約 5 億円となり、これは直近 5 年間の橋梁に係る投資的経費の平均である約 2.2 億円の 2.3 倍に相当します。

(3) 簡易水道・農村下水道

本市が管理する簡易水道の水道管 326km と農業集落排水の下水道管 1.8km について、それぞれ水道管の更新年数を 40 年、下水道管の更新年数を 50 年と仮定して、今後 40 年間の更新費用を試算した結果、総額は約 320 億円となりました。

40 年間の平均では単年度当たり約 8 億円となり、これは直近 5 年間の農村上下水道に係る投資的経費の平均である約 0.6 億円の 13.8 倍に相当します。

4-3 公営企業施設の更新費用の推計

(1) 水道

本市が管理する水道管約 1,067 km と処理施設について、水道管の更新年数を 40 年、処理施設は公共施設と同様に建築後 30 年で大規模改修、建築後 60 年後で更新すると仮定して、今後 40 年間の更新費用を試算した結果、総額は約 1,096 億円となりました。

40 年間の平均では単年度当たり約 27 億円となり、これは直近 5 年間の水道に係る投資的経費の平均である約 9.6 億円の 2.8 倍に相当します。

(2) 下水道

本市が管理する下水道管約 1,200 km と処理施設について、下水道管の更新年数を 50 年、処理施設は公共施設と同様に建築後 30 年で大規模改修、建築後 60 年後で更新すると仮定して、今後 40 年間の更新費用を試算した結果、総額は約 1,777 億円となりました。

40 年間の平均では単年度当たり約 44 億円となり、これは直近 5 年間の下水道に係る投資的経費の平均である約 10 億円の 4.5 倍に相当します。

5 将来の公共施設等を取り巻く厳しい状況

本市では、20 年後には建築後 30 年以上を経過した公共施設が約 9 割になることが見込まれており、今後、公共施設等の老朽化が進行していきます。

また、人口は平成 72 年には 13 万 1 千人にまで減少し、平成 62 年までは年少人口や生産年齢人口が減少、高齢者人口の割合は上昇すると見込んでいます。人口構成の変化や市民ニーズの多様化などにより、公共施設に求められる役割やニーズが変化する一方で、市税等の歳入の大幅な伸びが期待できず、歳出については高齢化による扶助費の増加が見込まれるなど、公共施設等の維持管理や更新に充てられる財源が一層限られてきます。

公共施設等の更新費用の将来推計では、大規模改修や施設更新に必要となる経費は、直近の公共施設等に係る投資的経費の約 2.0 倍となります。

これは現状と同程度の水準の投資的経費を維持できたとしても、本市が設置・運営する公共施設等の半分が更新できず、施設を通じた行政サービスをこれまでと同様に提供することが困難となりかねないことを示しています。

こうした状況について市民と認識を共有し、公共施設等を取り巻く課題に対応していく必要があります。

6 公共施設等の課題

6-1 公共施設等の老朽化への対応

本市では、これまで人口の増加や都市化の進展を背景に、市民ニーズの多様化などに対応するため、市民の協力を得ながら、多くの公共施設等の整備を進めてきました。

今後、公共施設等の老朽化が進行する中においても、引き続き、市民が安心して公共施設等を利用できるよう、計画的な維持管理・修繕を行うなど、一斉に大規模改修や更新が必要な時期を迎える施設等の老朽化に対応していく必要があります。

6-2 公共施設等の改修・更新費用等への対応

現状のまま全ての公共施設等を改修・更新していくことは困難であり、施設の老朽化等に伴う維持管理経費の増加も懸念されています。

今後は、財政的な制約がある中で、効果的・効率的な改修・更新や維持管理・修繕を計画的に行うほか、公共施設等に係る費用の縮減を図っていく必要があります。

6-3 市民ニーズへの対応

人口構成の変化やライフスタイルの多様化などにより、施設によっては利用者数に偏りが見られるほか、施設内の各室の利用状況にも大きな差が生じるなど、施設整備時の利用想定と実際の利用実態に乖離が生じています。

今後は、こうした状況がさらに広がることが予想されることから、各施設における利用実態を把握し、市民ニーズの多様化などに柔軟に対応していく必要があります。

第3章 公共施設マネジメントの基本的な視点・方針

1 基本的な視点

将来にわたり公共施設等のサービスを安定的・持続的に提供していくためには、市民ニーズの変化や本市の財政状況を考慮しながら、施設機能が効果的に発揮するよう、公共施設マネジメントに取り組んでいく必要があります。

公共施設等は、市民が快適で充実した生活を送るために欠かせないものであり、地域コミュニティの活性化や市民ニーズの多様化などを踏まえ、市民が安全で安心して利用できる施設サービスを提供する必要があります。また、今後の公共施設等を取り巻く環境を考慮すると、長寿命化をはじめとする施設の保全や活用を行うとともに、情報共有や市民参画により市民の理解や協力を得ながら、施設総量の適正化や施設の維持管理費用の縮減、民間活力の活用を図るなど、効率的な管理・運営に取り組まなければなりません。

このため、次の3つの視点を踏まえ、公共施設マネジメント推進の基本方針や考え方を定め取り組みます。

視点1 『交流を育む』

— 地域コミュニティの活性化

- ・子どもから高齢者までの様々な世代が集い、多様な関わりを育む場を創出する地域コミュニティの形成に寄与する、公共施設マネジメントを進めていく。

— 時代に適したサービス提供

- ・時代背景や人口構成の変化に伴う市民ニーズの多様化などにより、公共施設に求められる役割やニーズは変化していくため、施設の設置目的を踏まえつつ、ハード・ソフト両面から柔軟に対応していく。

視点2 『未来につなげる』

— 保全・活用の推進

- ・サービス水準の維持、施設の更新等に係る費用の縮減のため、できる限り施設を大切に長く使っていく。

— 効率的な管理・運営

- ・次世代へ負担を先送りしないように、維持管理費用の縮減や財源確保、効率的な施設運営を進め、公共施設に係る負担を減らしていく。

視点3 『市民とともに創る』

— 問題意識の共有と協働

- ・公共施設マネジメントに係る情報を共有し、課題解決の場に参画できる多様な機会の充実を図っていく。

2 公共施設マネジメントの基本方針

公共施設等は、市民生活を支える市民共有の財産であり、そのあり方はこれからのまちづくりにも大きな影響を与えるものです。

人口減少とともに財政的な制約が高まる中、これまでと同様に公共施設等を改修・更新していくことは困難であるとの認識を市民と行政が共有した上で、将来のまちづくりを見据え公共施設等の機能が効果的に発揮できるよう、今後の公共施設等のマネジメントを総合的に行うための基本方針を次のとおり示します。

方針1 安全性の確保

公共施設等には、安全性が求められており、耐震性の確保や施設の老朽化に対応した適切な修繕などが重要となっています。

本市では、公共施設の安全性の確保の観点から、学校教育系施設や保育所及び児童保育センターなどの子育て支援施設、地域コミュニティ施設等の耐震化を進めてきました。

市民が安心して公共施設等を利用できるように、国の基準等に基づく法定点検はもとより、日常的・定期的な点検・診断の実施により、公共施設等の現状を把握し、緊急性・必要経費・利用状況などを踏まえ、計画的な維持管理・修繕等を行いながら、安全性の確保を図ります。

方針2 施設総量の適正化

すべての公共施設等の改修・更新を行うには、現状の投資的経費を上回る費用が必要になることから、老朽化した公共施設等をこれまでと同様に改修・更新を行い、施設サービスを提供していくことは困難になるものと考えられます。

このため、人口減少や施設利用者数などに応じた適正な施設規模や施設量となるよう、施設総量の削減などを検討する必要があります。

このため、公共施設の更新や大規模改修時に合わせて、施設機能の効果的な発揮やライフサイクルコスト縮減の観点から施設が持つ機能性を考慮しつつ、施設の統廃合や複合化、施設用途の変更、規模の適正化などにより、施設総量の適正化を図ります。

方針3 長寿命化の推進

現在、本市では、橋梁、公園、市営住宅などにおいて、施設の調査・点検を行い、長寿命化計画を策定し、計画的な修繕や補修などを行っています。公共施設等の維持管理・更新にあたっては、ライフサイクル全体でのコスト縮減を図っていくことが重要です。

施設の長寿命化につながる予防保全の考え方に立ち、施設の点検・診断等を行いながら計画的な維持管理等を図るとともに、市民ニーズや必要経費、延命効果等の視点を十分に踏まえ、大規模改修の検討を行います。

方針4 コスト縮減の推進

公共施設等の将来負担の課題に対応していくためには、更新費用のみならず、管理コストの縮減も図っていく必要があります。

省エネ、創エネなどの施設の管理・運営に係る費用の縮減のほか、新技術の導入など、常にコスト縮減の視点から検討を行います。また、設計段階において、耐久性やメンテナンス性を考慮するとともに、間仕切りの変更などにより機能転換が可能となるような、柔軟な設計の導入の検討を行います。

方針5 民間活力の活用

本市は、これまでもPFIや指定管理者制度の導入など、民間活力の活用による施設の整備や運営・管理に努めてきました。

今後も、公共施設等の維持・管理に係るコストを縮減し、効率的で質の高いサービスを提供するため、PFIや指定管理者制度をはじめとする公民が連携した手法の導入など、民間活力の活用について検討を行います。

方針6 市民参画の推進

公共施設マネジメントの推進にあたっては、地域コミュニティの形成や活性化を図る上でも施設利用者である市民の理解や協力が不可欠です。

市民協働により、市民ニーズに対応した施設の活用や管理を行っていくため、施設に関する情報を積極的に提供しながら、公共施設等を効果的・効率的に利活用していく方策等について、施設利用者や地域の住民などの市民参画を得ながら検討を行います。

第4章 施設類型ごとの考え方

マネジメントの基本方針に基づき、取り組みを具体化していくため、施設類型ごとの特性を踏まえた今後の考え方を示します。

1 公共施設

1-1 地域コミュニティ施設

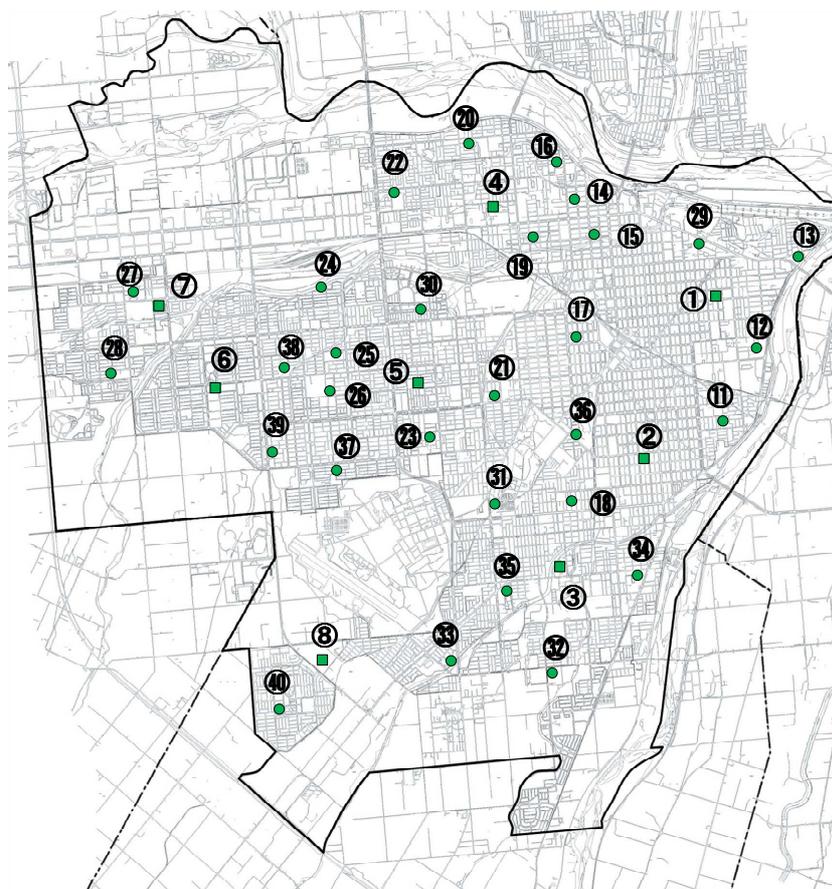
(1) 施設の現状

- ・市民の地域コミュニティ活動の場として、市内全域にコミュニティ施設（コミュニティセンター、福祉センター、農業センター）を設置しており、地域の協力を得ながら、本市が管理・運営を行っています。
- ・コミュニティセンターは、諸証明の発行業務など行政系施設の機能も併せ持つ、地域の活動を促進する集会施設として、市街地に8施設、農村部に2施設を設置しています。室別の利用状況は、集会室は継続して利用されている一方で、生活様式の変化とともに調理室や和室の利用は減少しています。
- ・福祉センターは、地域に密着した地域活動の拠点として、市街地に30施設を設置しており、このうち13か所に児童保育センターが併設されています。
- ・農業センターは、農村部の地域活動の拠点として、川西住区に7か所、大正住区に4か所、計11か所を設置しており、多くの施設が指定避難所となっています。
- ・コミュニティセンターと農業センターの約7割が築30年以上を経過しており、老朽化が進んでいます。また、各福祉センターの利用率は約10%～約47%、各農業センターの利用率は、いずれも10%を下回る状況となっており、利用状況は各施設によって差があります。

(2) 今後の考え方

- ・地域コミュニティ施設については、市民ニーズに合ったサービスの検討を行うなど、利用拡大の取り組みを行い、施設の有効活用を進めます。また、指定管理者制度をはじめとする民間活力導入の可能性の検討を行うなど、効果的・効率的な施設の運営に向けた検討を行います。
- ・コミュニティセンターについては、すべての施設の耐震性が確保されており、ライフサイクルコスト削減の観点から長寿命化に取り組みます。
- ・福祉センターについては、小学校区への配置を基本として、地域住民が交流するコミュニティ形成の場としての機能を維持するため、小学校等との複合化や民間施設の活用とともに施設のあり方について検討を行います。
- ・農業センターについては、農村地区の集落ごとに設置されており、適切な維持管理を行うほか、大規模改修や施設更新が必要と総合的に判断される場合には、ライフサイクルコスト削減の観点から改修や更新の検討を行います。

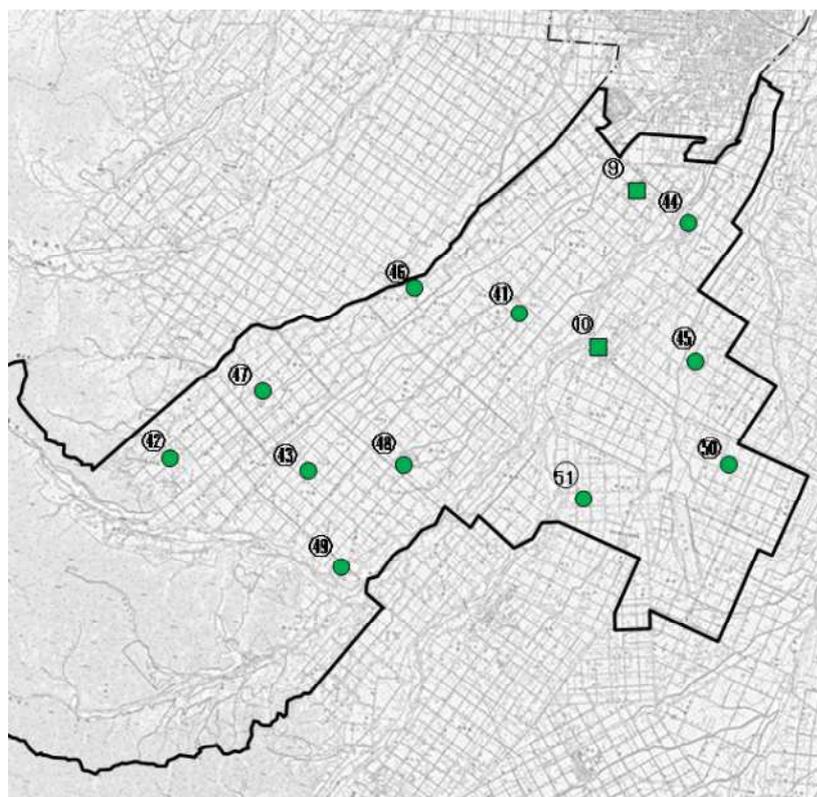
図15 地域コミュニティ施設配置図（都市地域）



凡例

- コミュニティセンター
 - ① 東コミュニティセンター
 - ② 鉄南コミュニティセンター
 - ③ 南コミュニティセンター
 - ④ 啓北コミュニティセンター
 - ⑤ 緑西コミュニティセンター
 - ⑥ 森の里コミュニティセンター
 - ⑦ 西帯広コミュニティセンター
 - ⑧ 帯広の森コミュニティセンター
- 福祉センター
 - ① 光南福祉センター
 - ② 柏福祉センター
 - ③ バラト福祉センター
 - ④ 北福祉センター
 - ⑤ 五条橋福祉センター
 - ⑥ 北親福祉センター
 - ⑦ 中央福祉センター
 - ⑧ 緑栄福祉センター
 - ⑨ 北栄福祉センター
 - ⑩ 啓親福祉センター
 - ⑪ 緑ヶ丘福祉センター
 - ⑫ 栄福祉センター
 - ⑬ 若葉福祉センター
 - ⑭ 啓西福祉センター
 - ⑮ 広陽福祉センター
 - ⑯ 明和福祉センター
 - ⑰ 西福祉センター
 - ⑱ つつじが丘福祉センター
 - ⑲ 東福祉センター
 - ⑳ 柏林台福祉センター
 - ㉑ 緑南福祉センター
 - ㉒ 福田南福祉センター
 - ㉓ みなみ野福祉センター
 - ㉔ 豊成福祉センター
 - ㉕ 南町福祉センター
 - ㉖ 花園福祉センター
 - ㉗ 自由が丘福祉センター
 - ㉘ コスモス福祉センター
 - ㉙ きぼう福祉センター
 - ㉚ 大空会館

図16 地域コミュニティ施設配置図（農村部）



凡例

- コミュニティセンター
 - ⑨ 川西農業者研修センター
 - ⑩ 大正農業者トレーニングセンター
- 農業センター
 - ① 富士農業センター
 - ② 八千代農業センター
 - ③ 太平農業センター
 - ④ 愛国農業センター
 - ⑤ 桜木農業センター
 - ⑥ 上帯広農業センター
 - ⑦ 広野農業担い手センター
 - ⑧ 清川農業センター
 - ⑨ 戸島林業センター
 - ⑩ 以平農業センター
 - ⑪ 幸福農業センター

1-2 市民文化・社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設

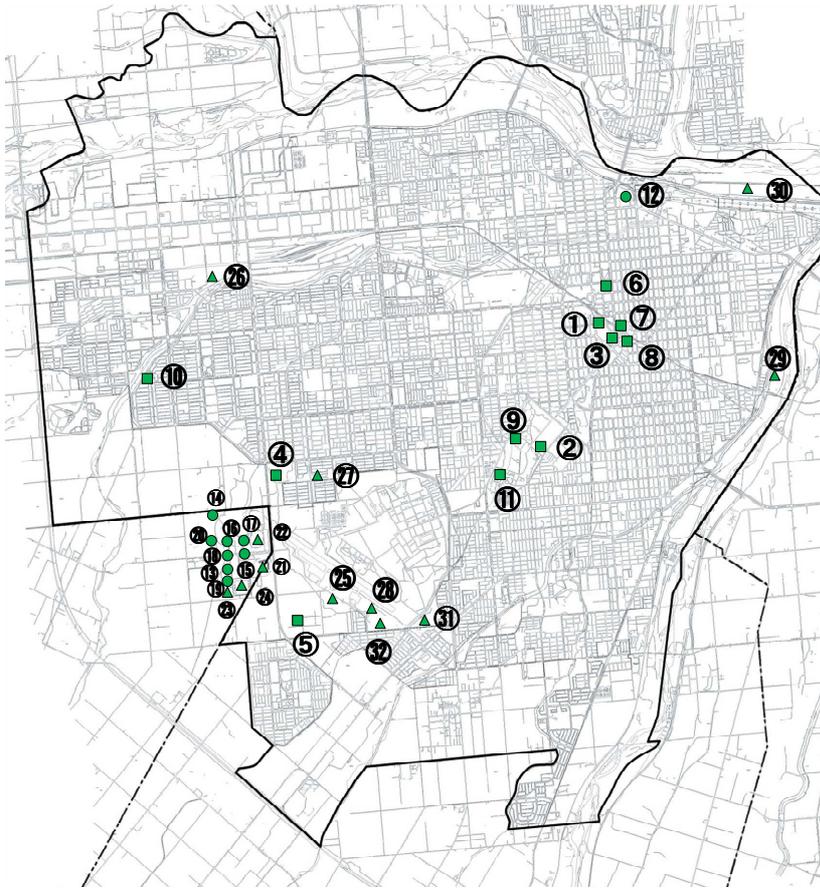
(1) 施設の現状

- ・市民文化・社会教育系施設には、文化・生涯学習関連施設、図書館及び博物館等があり、市民への学習機会の提供や学習成果の発表など、生涯学習を通じた交流やまちづくりへの参加を促進しています。このうち、帯広市民文化ホール、とかちプラザ及び帯広の森・はぐく一むでは、指定管理者が管理・運営を行っています。
- ・スポーツ・レクリエーション系施設は、各種スポーツ施設や市民のレクリエーション活動の場となるもので、市民の心身の健全な発達や健康の保持、体育・スポーツの普及振興に寄与しています。このうち、すべてのスポーツ施設とレクリエーション系施設のうち岩内自然の村は、指定管理者による管理・運営を行っています。
- ・スポーツ施設は、総合体育館などがある十勝川・札内川の河川敷エリアと、帯広の森エリアの大きく2つのエリアに配置しており、帯広の森エリアには、屋内スピードスケート場や帯広の森野球場など、各種施設を配置しています。
- ・レクリエーション系施設は、ポロシリ自然公園や幸福ふれあい広場などのほか、岩内・拓成地区や、旧国鉄広尾線の駅舎跡地に7施設を設置しています。
- ・施設利用の状況は、図書館やとかちプラザでは年間約42万人、市民文化ホールで約32万人、屋内スピードスケート場では約25万人の利用があり、市民のほか十勝管内などから広域的に利用されています。
- ・築30年を超えている施設は、百年記念館など数箇所と少ないものの、総合体育館や動物園などは築40年以上を経過しています。

(2) 今後の考え方

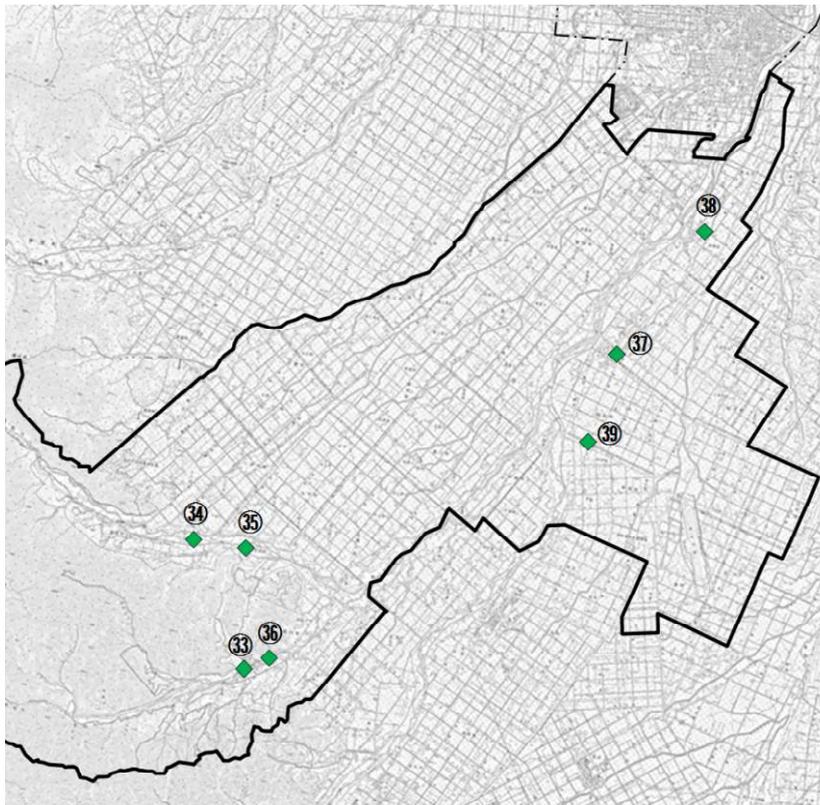
- ・計画的な設備更新や施設改修などによる長寿命化を実施し、ライフサイクルコストの縮減に取り組みながら施設機能を維持します。
- ・施設の大規模改修や施設更新が必要と総合的に判断される場合には、代替施設の可能性などを踏まえ、今後の設置・運営のあり方について検討を行います。
- ・施設の維持管理や運営については、さらなる民間活力導入の検討を行います。

図17 市民文化・社会教育・スポーツ系施設配置図



- 凡例**
- 市民文化・社会教育系施設
 - ① 帯広市民文化ホール
 - ② おびひろグリーンステージ
 - ③ とかちプラザ
 - ④ 森の交流館・十勝
 - ⑤ 帯広の森・はぐくむ
 - ⑥ 市民活動交流センター
 - ⑦ 帯広市民ギャラリー
 - ⑧ 図書館
 - ⑨ 帯広百年記念館
 - ⑩ 埋蔵文化財センター
 - ⑪ おびひろ動物園
 - スポーツ系施設（屋内体育施設）
 - ⑫ 帯広市総合体育館
 - ⑬ 帯広の森市民プール
 - ⑭ 帯広の森弓道場・アーチェリー場
 - ⑮ 帯広の森研修センター
 - ⑯ 帯広の森アイスアリーナ
 - ⑰ 帯広の森第二アイスアリーナ
 - ⑱ 帯広の森体育館
 - ⑲ 帯広の森スポーツセンター
 - ⑳ 帯広の森屋内スピードスケート場
 - ▲ スポーツ系施設（屋外体育施設）
 - ㉑ 帯広の森野球場
 - ㉒ 帯広の森陸上競技場
 - ㉓ 帯広の森テニスコート
 - ㉔ 帯広の森球技場
 - ㉕ 帯広の森平和球場
 - ㉖ 伏古別公園野球場
 - ㉗ 自由が丘公園庭球場
 - ㉘ 帯広市南町球場
 - ㉙ 札内川河川敷運動施設
 - ㉚ 十勝川河川敷運動施設
 - ㉛ 帯広市南町テニスコート
 - ㉜ 帯広市南町ゲートボール場

図18 レクリエーション系施設配置図



- 凡例**
- ◆ レクリエーション・観光施設
 - ㉝ 岩内自然の村
 - ㉞ 拓成湖広場
 - ㉟ ポロシリ自然公園
 - ㊱ 岩内仙峡施設
 - ㊲ 大正ふれあい広場
 - ㊳ 愛国ふれあい広場
 - ㊴ 幸福ふれあい広場

1-3 産業系施設

(1) 施設の現状

- ・産業系施設のうち産業振興施設としては、公共交通に供する帯広駅前バス待合所のほか、中心市街地におけるイベントなどで利用される駅北多目的広場や、国際農業機械展などの各種イベントに利用される北愛国交流広場を設置しています。このうち、バス待合所は管理協定により民間事業者が管理を行い、北愛国交流広場は指定管理者が管理・運営を行っています。
- ・農業振興施設としては、八千代公共育成牧場をはじめ、農業理解を促進するための体験施設である帯広の森市民農園（サラダ館）や、農畜産物の付加価値向上を図る加工研修施設などを設置しています。このうち、とちかち農機具歴史館及び各農業センターや林業センター内に併設されている工房は、市が管理・運営を行い、それ以外の施設については、指定管理者が管理・運営を行っています。
- ・産業系施設は、畜舎や広い敷地などを持つ八千代公共育成牧場を除くと、比較的小規模な施設が多く、築30年以上の施設も少ない状況にあります。

(2) 今後の考え方

- ・各施設については一層の利用促進を図るほか、必要な修繕等を実施し、施設機能の維持に取り組むとともに、施設の維持管理や運営については、さらなる民間活力導入の検討を行います。
- ・施設の大規模改修や施設更新が必要と総合的に判断される場合には、施設を市が所有し、運営する必要性や民間活力の活用など、今後の設置・運営のあり方について検討を行います。

図19 産業系施設配置図（市街地）

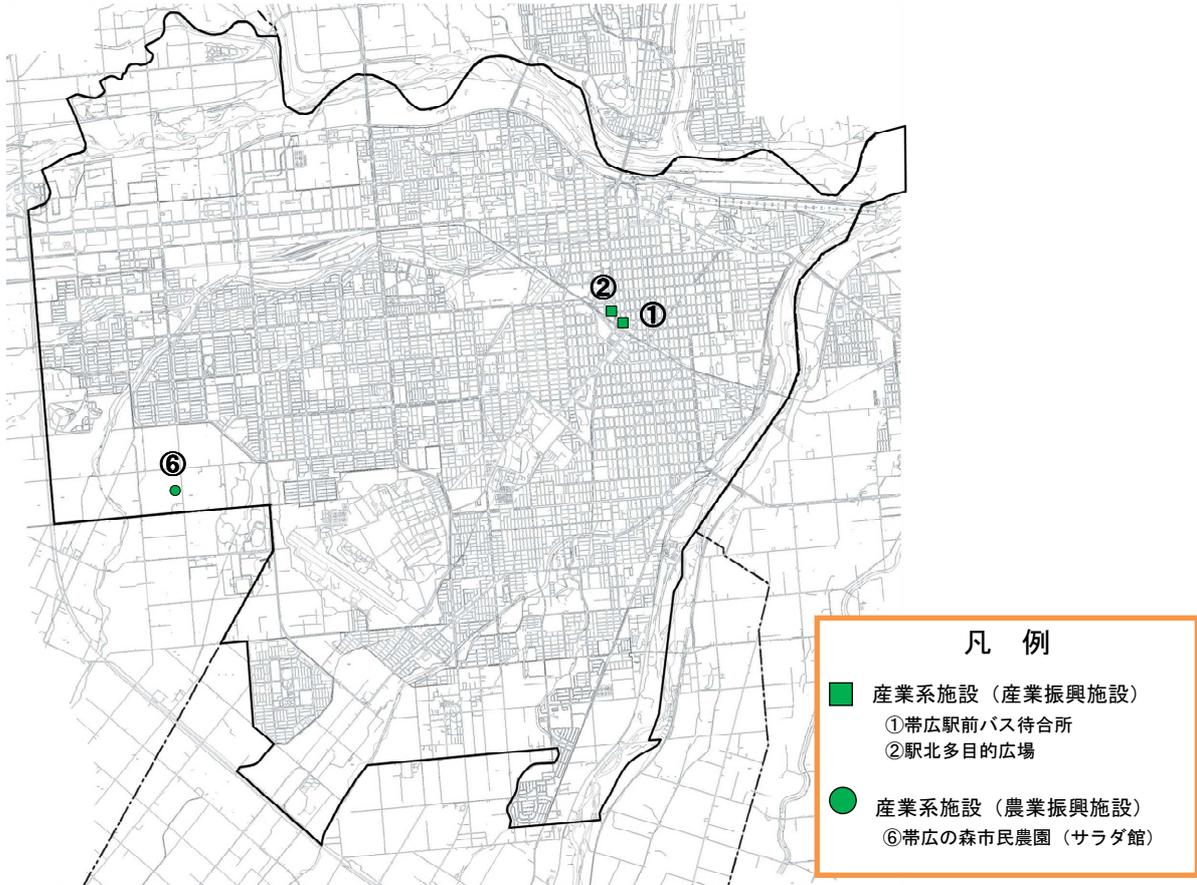
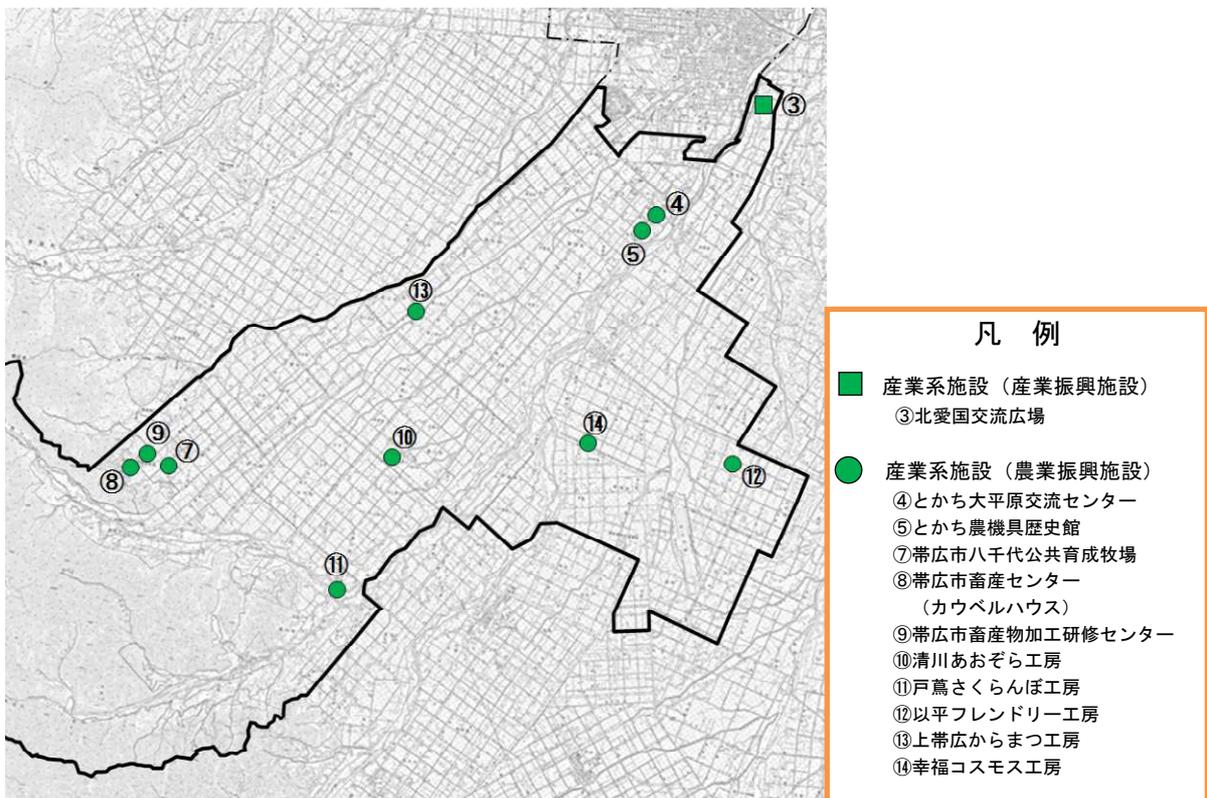


図20 産業系施設配置図（農村部）



1-4 学校教育系施設

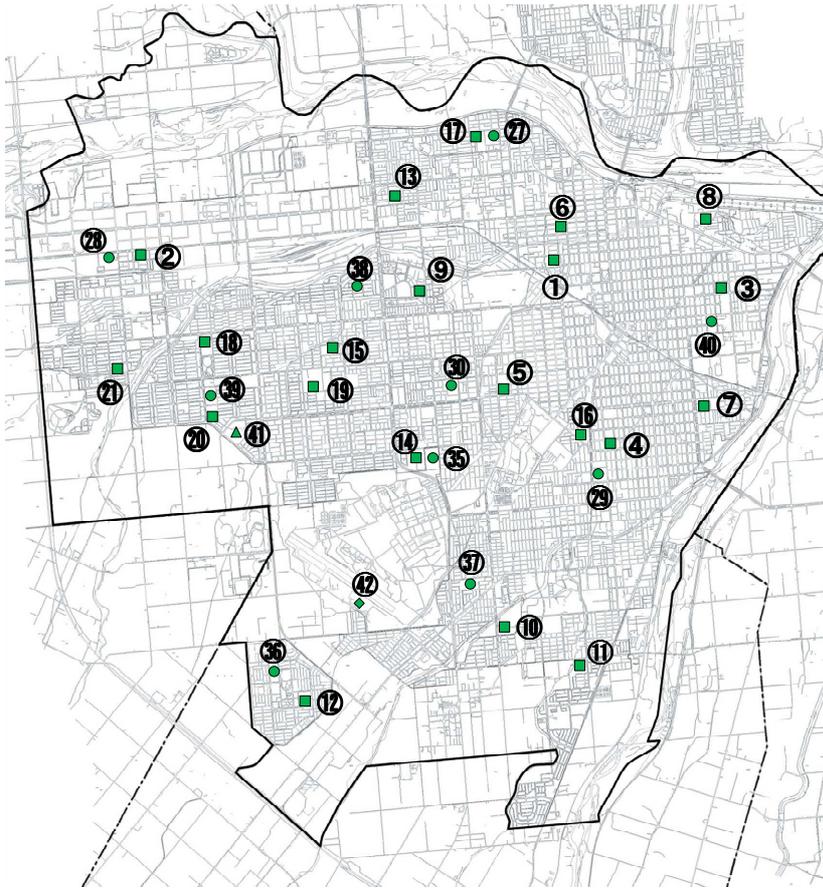
(1) 施設の現状

- ・学校教育系施設については、小学校 26 校、中学校 14 校、高等学校 1 校のほか、学校給食センターを設置しています。
- ・小学校は住区を基本とし、市街地に 21 校、農村部に 5 校を配置し、中学校は地区を基本とし、生徒数の増加などに対応しながら、市街地に 10 校、農村部に 4 校を配置しています。
- ・児童・生徒数は、少子化の進行により、ピーク時の約半分となり、通常学級数も減少し、余裕教室数が多くなっている学校もみられますが、一方で特別支援学級数は増加しています。
- ・帯広南商業高等学校は十勝管内唯一の商業教育専門の市立高校であり、昭和 34 年に開校し、平成元年 8 月に現在地に移転しています。
- ・学校給食センターは、昭和 40 年に稲田町に学校給食共同調理場として設置後、昭和 57 年に西 22 条北 2 丁目への移転を経て、平成 27 年 4 月から現在地で供用を開始しています。
- ・学校教育系施設は、全公共施設の延床面積の約 35%と施設類型別では最も大きな割合を占めており、小・中学校の校舎の 6 割、中学校の体育館の 5 割、小学校の体育館の 3 割が築 30 年以上経過していますが、すべての校舎と体育館の耐震化は完了しています。また、小・中学校は各地域に配置されており、体育館などは高い収容能力を有することから、災害時の地域の指定避難所として活用しています。

(2) 今後の考え方

- ・児童生徒にとって良好な教育環境の確保を図るため、将来の児童・生徒数の動向等を見極めるとともに地域の状況を踏まえ、小・中学校の適正配置を進めます。
- ・すべての学校教育系施設は耐震性が確保されていることから、計画的に施設の長寿命化を進めます。
- ・各学校の教育活動の支障にならない範囲で、体育館や音楽室等の特別教室を市民活動の場として有効活用するほか、大規模改修時等において福祉センターや児童保育センターなどとの複合化の検討を行います。

图 2 1 学校教育系施設配置図（市街地）



凡 例

- 学校教育系施設（小学校）

①帯広小学校	⑫大空小学校
②西小学校	⑬栄小学校
③柏小学校	⑭若葉小学校
④明星小学校	⑮広陽小学校
⑤緑丘小学校	⑯花園小学校
⑥北栄小学校	⑰啓北小学校
⑦光南小学校	⑱開西小学校
⑧東小学校	⑲明和小学校
⑨啓西小学校	⑳森の里小学校
⑩稲田小学校	㉑つつじが丘小学校
⑪豊成小学校	

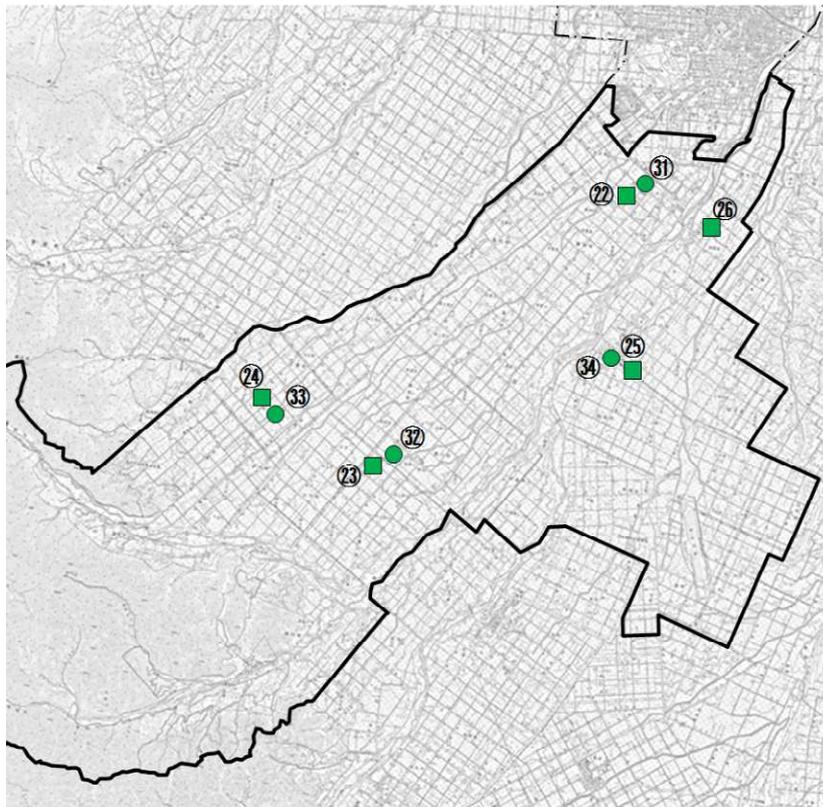
- 学校教育系施設（中学校）

㉗帯広第一中学校	㉘大空中学校
㉙帯広第二中学校	㉚南町中学校
㉛帯広第四中学校	㉜西陵中学校
㉝帯広第五中学校	㉞緑園中学校
㉟帯広第八中学校	㊱翔陽中学校

- ▲ 学校教育系施設（高等学校）
 - ④帯広南商業高校

- ◆ 学校教育系施設（給食調理場）
 - ④学校給食センター

图 2 2 学校教育系施設配置図（農村部）



凡 例

- 学校教育系施設（小学校）
 - ②川西小学校
 - ③清川小学校
 - ④広野小学校
 - ⑤大正小学校
 - ⑥愛国小学校

- 学校教育系施設（中学校）
 - ①川西中学校
 - ②清川中学校
 - ③八千代中学校
 - ④帯広第七中学校

1-5 子育て支援施設

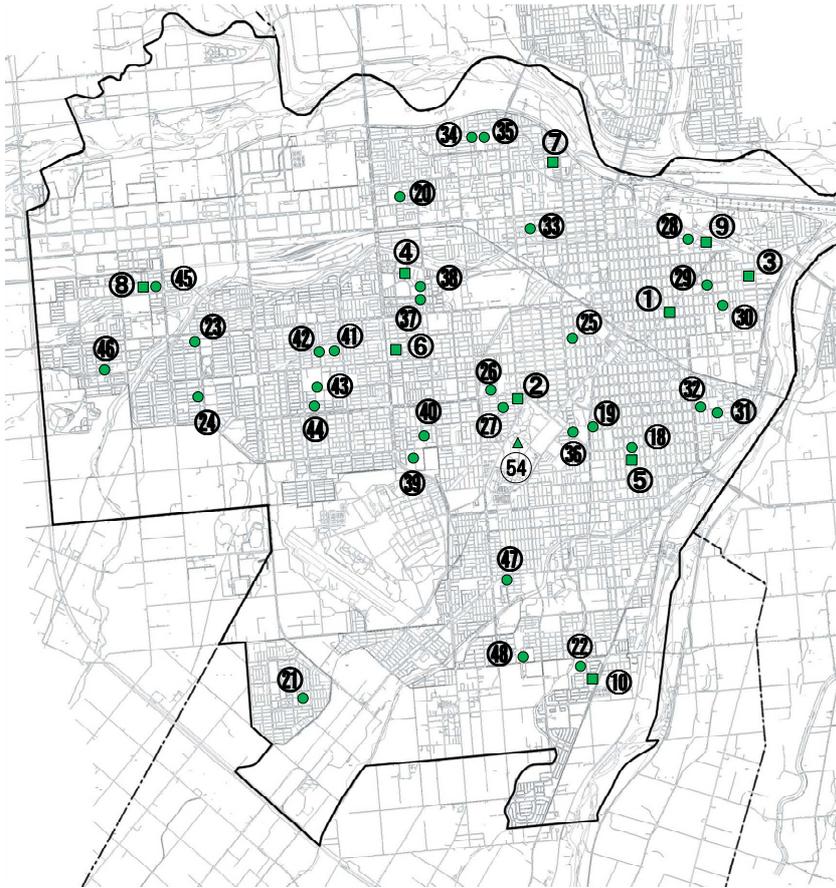
(1) 施設の現状

- ・子育て支援施設については、保育所や児童保育センターのほか、青少年の科学的知識の普及・啓発などを目的とした児童会館を設置しています。
- ・保育所は、北海道の認可により設置される認可保育所と、認可外保育施設であるへき地保育所に分けられます。認可保育所は市街地に公立保育所が 10 施設、へき地保育所は農村部に 6 施設が配置されており、6 割が築 30 年以上を経過していますが、すべての保育所の耐震化は完了しています。管理・運営は、公立保育所は市が、へき地保育所は指定管理者が行っています。
- ・私立保育所も含めた保育所の児童数は、共働き家族の増加などによる保育需要の高まりを背景に、低年齢児を中心として増加傾向となっています。
- ・児童保育センターは、小学生の留守家庭の児童対策として、昭和 40 年より各小学校下に設置、平成 26 年 4 月 1 日時点で分室を含めて 36 施設となっており、施設は児童保育センターが単独設置されているものと、福祉センターとの併設や小学校内に設置されているものがあり、管理・運営は、指定管理者及び法人への委託により行っています。
- ・児童保育センターの入所児童数は、年度によって若干の変動はあるものの、全体としては増加傾向にあります。
- ・児童会館は、昭和 39 年に児童文化センターと青少年科学館の機能を併せ持つ施設として設置され、平成 12 年には、木の遊園地やもっくん広場を設置して、親子のふれあいを深める場を提供しています。また、平成 25 年に耐震補強のほか科学展示室などの改修を行っています。

(2) 今後の考え方

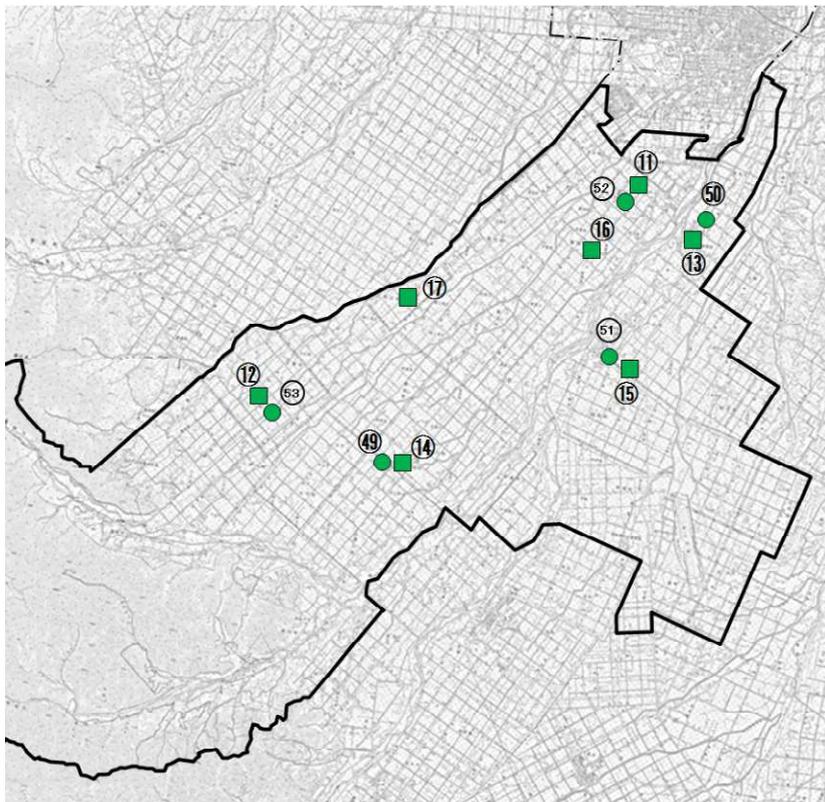
- ・保育所については、市と民間の適切な役割分担のもと保育サービスの充実を図るため、保育所の設置・運営に民間活力導入を進めます。
- ・児童保育センターについては、小学校の余裕教室等の活用のほか、小学校の大規模改修時等において施設の複合化などの検討を行います。
- ・児童会館については、引き続き、必要な修繕等を実施し、施設機能の維持を図ります。

図 2 3 子育て支援施設配置図（市街地）



- 凡 例**
- 子育て支援施設（保育所）
- ① 帯広保育所
 - ② 緑ヶ丘保育所
 - ③ 日赤東保育所
 - ④ すずらん保育所
 - ⑤ 青葉保育所
 - ⑥ あやめ保育所
 - ⑦ ひばり保育所
 - ⑧ 松葉保育所
 - ⑨ 依田保育所
 - ⑩ 豊成保育所
- 子育て支援施設（児童保育センター）
- ⑱ 青葉児童保育センター
 - ⑲ 同センター分室
 - ⑳ 栄児童保育センター
 - ㉑ 大空児童保育センター
 - ㉒ 豊成児童保育センター
 - ㉓ 開西児童保育センター
 - ㉔ 森の里児童保育センター
 - ㉕ 中央児童保育センター
 - ㉖ 緑ヶ丘児童保育センター
 - ㉗ 同センター分室
 - ㉘ 東児童保育センター
 - ㉙ 柏児童保育センター
 - ㉚ 同センター分室
 - ㉛ 光南児童保育センター
 - ㉜ 同センター分室
 - ㉝ 北栄児童保育センター
 - ㉞ 啓親児童保育センター
 - ㉟ 同センター分室
 - ㊱ 花園児童保育センター
 - ㊲ 柏林台児童保育センター
 - ㊳ 同センター分室
 - ㊴ 若葉児童保育センター
 - ㊵ 同センター分室
 - ㊶ 広陽児童保育センター
 - ㊷ 同センター分室
 - ㊸ 明和児童保育センター
 - ㊹ 同センター分室
 - ㊺ 西児童保育センター
 - ㊻ つつじが丘児童保育センター
 - ㊼ 稲田児童保育センター
 - ㊽ 同センター分室
- ▲ 子育て支援施設（児童会館）
- ⑤④ 児童会館

図 2 4 子育て支援施設配置図（農村部）



- 凡 例**
- 子育て支援施設（保育所）
- ⑪ 川西保育所
 - ⑫ 広野保育所
 - ⑬ 愛国保育所
 - ⑭ 清川保育所
 - ⑮ ことぶき保育所
 - ⑯ 富士保育所
 - ⑰ 上帯広保育所
(平成 27 年 3 月 31 日廃止)
- 子育て支援施設（児童保育センター）
- ④⑨ 清川児童保育センター
 - ⑤⑩ 愛国児童保育センター
 - ⑤① 大正児童保育センター
 - ⑤② 川西児童保育センター
 - ⑤③ 広野児童保育センター

1-6 保健・福祉・医療施設

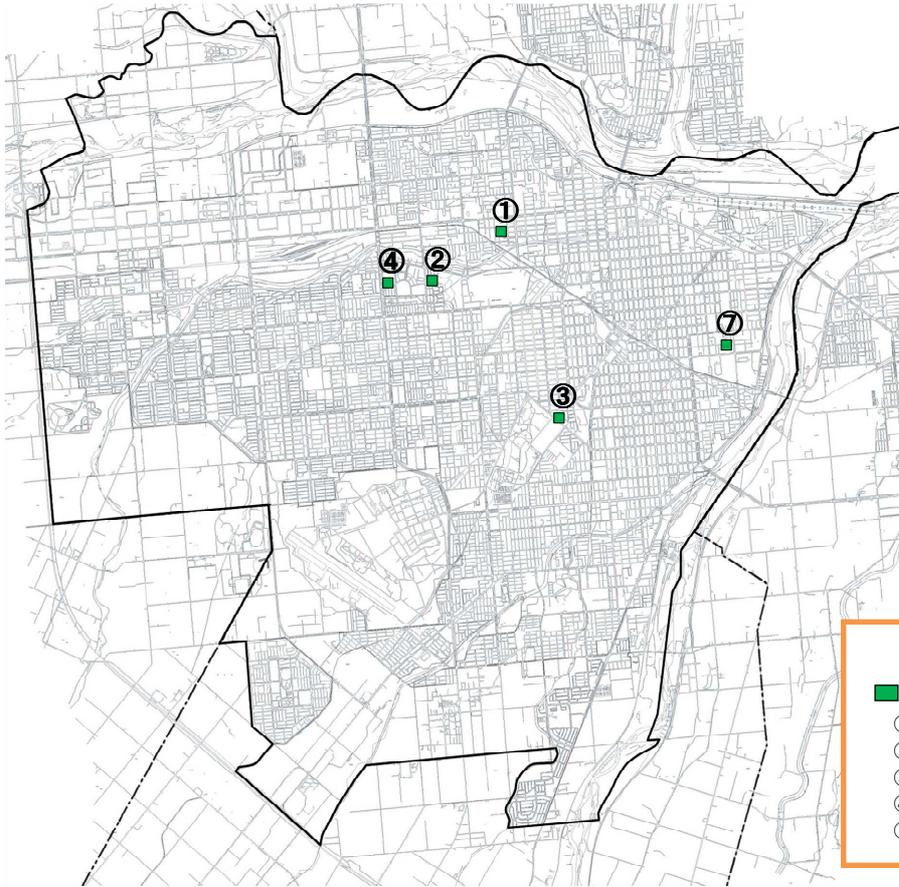
(1) 施設の現状

- ・保健・福祉・医療施設については、健康増進や高齢者・障害者支援などの福祉サービスを行う保健福祉センターや、高齢者や障害者、福祉団体等の活動する施設であるグリーンプラザのほか、高齢者の就業促進のための帯広市シルバーいきいきプラザや、アイヌの人たちの住民福祉や生活文化の向上のための施設である生活館、農村部においては、健康増進を目的とした川西・大正健康増進センターを設置しています。
- ・夜間急病センターは、夜間の急病患者の発生に対応するため、昭和53年に開設し、平成26年に休日夜間急病センターとして現在地に移転開設しています。
- ・施設の管理・運営は、帯広市シルバーいきいきプラザ、グリーンプラザ及び休日夜間急病センターで指定管理者が管理・運営を行っています。
- ・施設の利用率については、川西・大正健康増進センターやグリーンプラザで比較的高くなっています。また、新しい施設が比較的多いものの、グリーンプラザは建築から約30年となっています。

(2) 今後の考え方

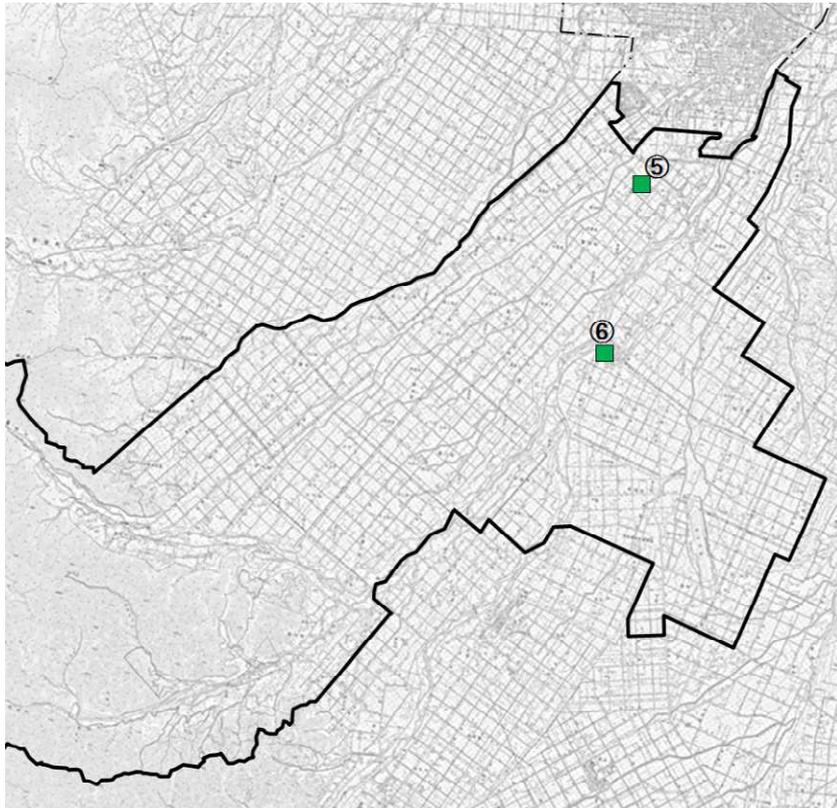
- ・保健・福祉・医療施設については、超高齢社会におけるニーズを踏まえ、計画的な設備更新や施設改修を実施し、ライフサイクルコストの縮減に取り組みながら、施設機能を維持します。
- ・施設の大規模改修や施設更新が必要と総合的に判断される場合には、施設を市が所有し、運営する必要性や機能統合など、今後の設置・運営のあり方について検討を行います。

図 2 5 保健・福祉・医療施設配置図（市街地）



- 凡 例
- 保健・福祉・医療施設
 - ① 帯広市シルバーいきいきプラザ
 - ② 生活館
 - ③ グリーンプラザ
 - ④ 休日夜間急病センター
 - ⑦ 保健福祉センター

図 2 6 保健・福祉・医療施設配置図（農村部）



- 凡 例
- 保健・福祉・医療施設
 - ⑤ 川西健康増進センター
 - ⑥ 大正健康増進センター

1-7 公営住宅

(1) 施設の現状

- ・帯広市内の公営住宅については、住宅に困窮している低所得者を対象として、市営住宅が 22 団地、道営住宅が 9 団地あります。
- ・市営住宅は、市街地に 15 団地、農村部に 7 団地を配置しています。この中には、平成 13 年より設置を進めている借上市営住宅 201 戸が含まれています。
- ・市営住宅の応募状況としては、近年、応募者数は減少傾向にあるものの、一部の団地では依然として高い倍率となっています。
- ・市営住宅は、急速な人口増加などに対応するため、昭和 30 年代から柏林台団地の造成を始め、同 42 年からは大空団地、同 55 年には公園東町団地、同 59 年には西帯広ニュータウンなど、大規模な団地造成を進めてきており、全公共施設の延床面積の約 3 割を占め、施設別では学校教育系施設に次ぐ割合となっています。
- ・大空団地、緑央団地、公園東町団地、大正団地、柏林台団地（南町）、新緑団地、川西団地の全部又は一部の施設が築 30 年を超えており、全体の 3 割を超えています。このため、長寿命化の取り組みとして、予防保全的な維持管理や耐久性の向上等を図る改善を計画的に行っています。
- ・このほか、市営住宅を補完する、民間事業者を活用した地域優良賃貸住宅の整備にも取り組んでいます。

(2) 今後の考え方

- ・人口減少や少子高齢化の進行などによる人口構成の変化をはじめ、入居対象となる低額所得者の状況等を踏まえ供給戸数の見直しを行います。
- ・計画的に長寿命化を図り、引き続きライフサイクルコストの縮減に取り組むとともに、施設の維持管理や設置・運営については、民間活力導入の検討を行います。
- ・地域優良賃貸住宅制度など民間事業者の活用をさらに進めるとともに、今後も国の制度改正等による民間活力導入について検討を行います。

図 2 7 公営住宅配置図 (市街地)

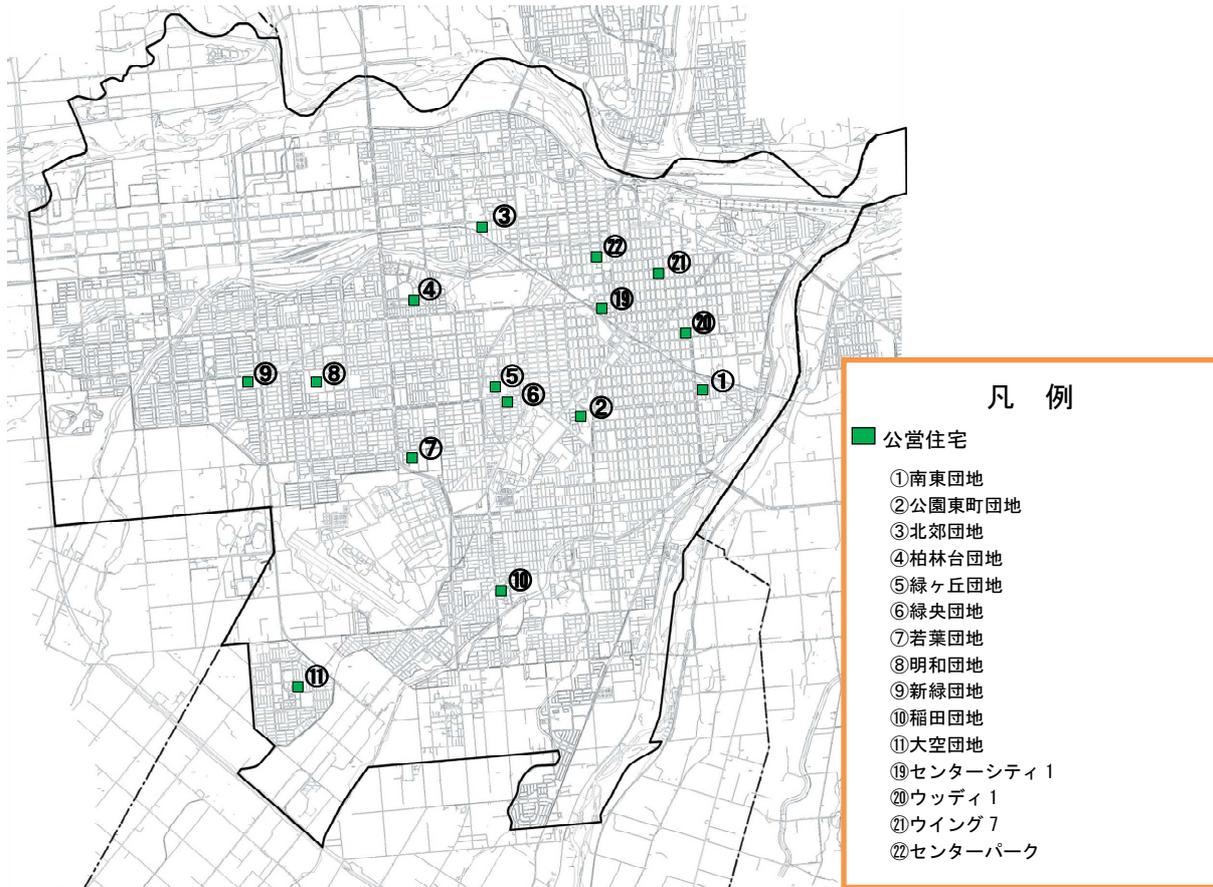
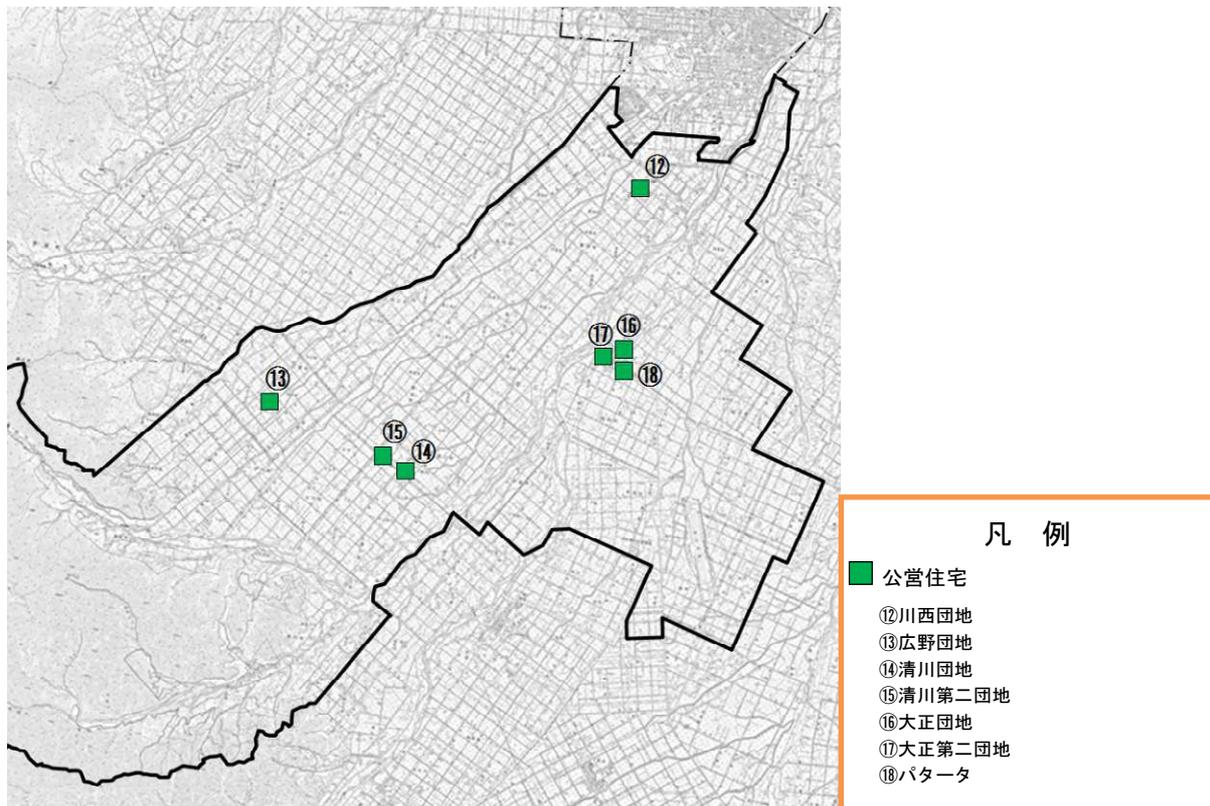


図 2 8 公営住宅配置図 (農村部)



1-8 行政系施設

(1) 施設の現状

- ・行政系の施設としては、本庁舎や支所などの庁舎等や消防施設があります。
- ・庁舎等は、本庁舎や農村部に設置されている川西・大正支所のほか、各業務を効率的に行うための施設として、清掃センターや道路車両センター、みどりと花のセンター、農業技術センターを設置しており、道路車両センターや川西・大正支所は築30年を経過しています。
- ・平成28年4月から十勝管内19市町村による消防の広域化が開始され、本市には、13の消防施設が設置されており、市街地に消防庁舎のほか5か所の出張所と1ヶ所の消防団詰所、農村部には大正出張所や川西分遣所、4か所の消防団詰所が配置されており、このうち8つの消防施設が築30年を経過しています。
- ・行政系施設のうち延床面積が最も大きい本庁舎は築22年、次いで大きい消防庁舎が築15年となっています。
- ・これらの行政系施設は、いずれも市が管理・運営を行っています。

(2) 今後の考え方

- ・本庁舎については、市の行政事務・サービス提供を担う主要な施設であり、災害時においては防災拠点となることから、計画的な設備更新や施設改修などによる長寿命化を実施し、ライフサイクルコストの縮減に取り組みながら施設機能を維持します。
- ・本庁舎以外の行政系施設については、適切な維持管理・修繕を行うほか、大規模改修や施設更新が必要と総合的に判断される場合には、他の施設との複合化や統合化も含め、今後の設置・運営のあり方について検討を行います。
- ・消防施設は、災害時の指令・活動拠点施設であり、緊急時・災害時に機能が発揮できるように、適切な維持管理を行うほか、広域消防と施設のあり方を協議しながら、長寿命化や統廃合の検討を行います。

図 29 行政系施設配置図（市街地）

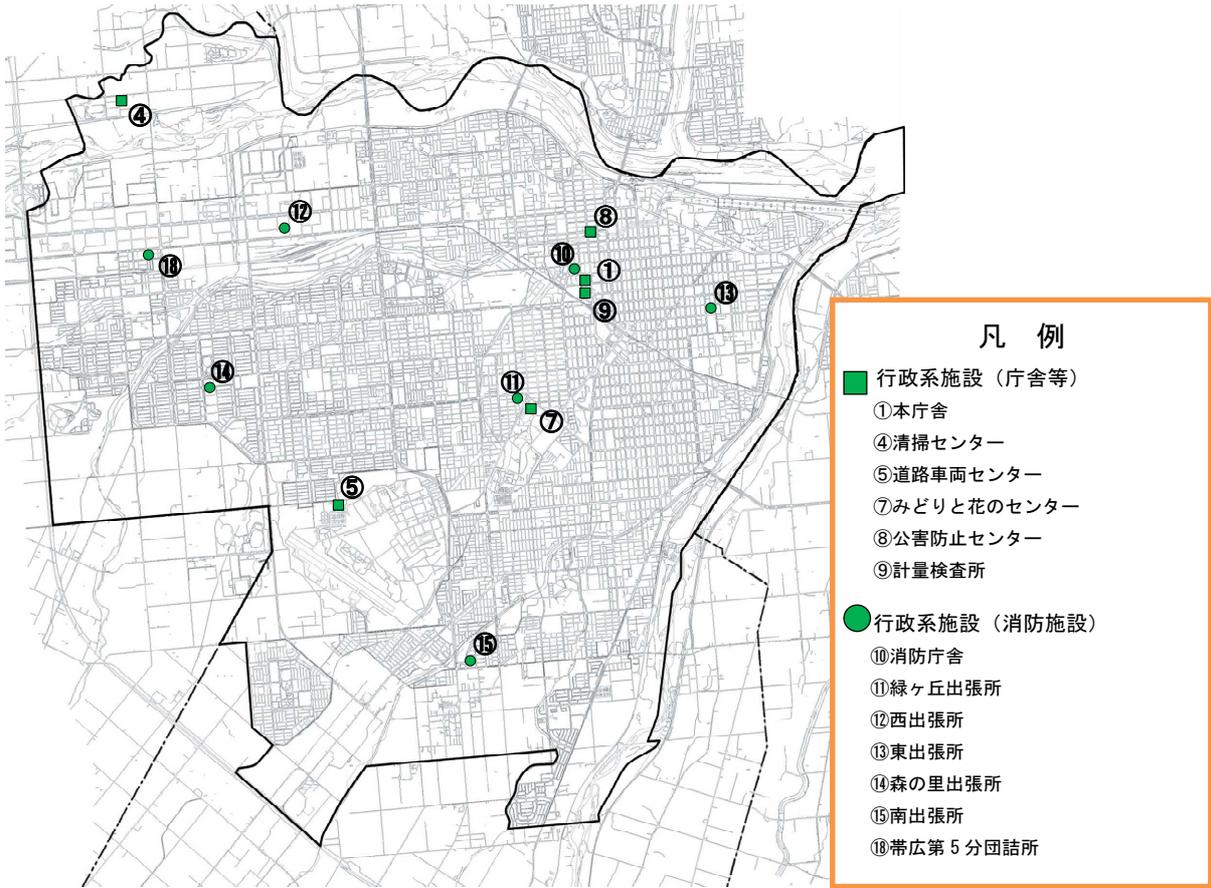
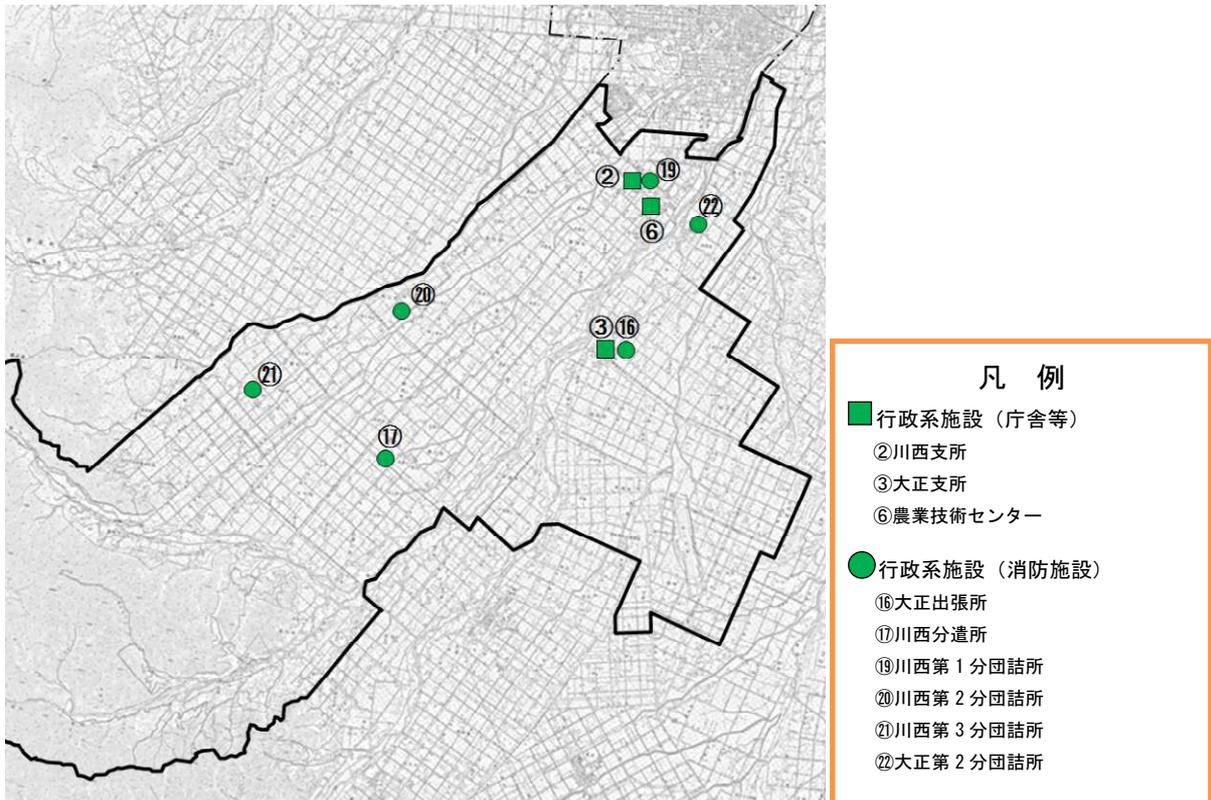


図 30 行政系施設配置図（農村部）



1-9 その他施設・普通財産

(1) 施設の現状

①その他施設

(ア)とちり帯広空港

- ・管制塔や滑走路などは国が、旅客及び貨物のターミナル施設は帯広空港ターミナルビル(株)が所有しており、本市は航空機の安全運航に欠かせない電気施設などを所有しているほか、国が所有する滑走路などの基本施設の管理・運営を行っています。

(イ)駐車場

- ・市営駐車場は、中心市街地に帯広中央駐車場、帯広中央第2駐車場、帯広駅南駐車場、帯広駅北地下駐車場の4施設を設置し、収容台数は合計691台となっており、すべて指定管理者により管理・運営されています。

(ウ)競馬場

- ・メインスタンドをはじめ、そのほとんどの施設は民間団体からの借上であり、市の所有施設は採尿所及び調整ルームのみとなっており、これらも含め築40年を超える施設が多くなっています。

(エ)火葬場・墓地

- ・火葬場は、市街地に隣接する川西町に配置、墓地は、市街地に5か所、農村部に12か所配置しています。

②普通財産

- ・本市が保有している普通財産の建物については、有効活用を図るため、教職員住宅を除き、集会場については町内会へ、市民活動プラザ六中などは福祉団体などへ無償貸付を行っています。

(2) 今後の考え方

①その他施設

- ・それぞれの施設の特徴を踏まえ、マネジメントの基本方針に従って取り組みを進めます。

②普通財産

- ・行政財産から普通財産に変更した施設は、建物の老朽状況等に応じ、除却や売払い、貸付けの検討を行います。
- ・なお、無償貸付を行っている普通財産施設については、当面は貸付利用を継続し、老朽化などで施設が維持できない状況になれば、施設の除却や売払いを含め、施設のあり方について検討を行います。

図31 その他施設・普通財産配置図（市街地）

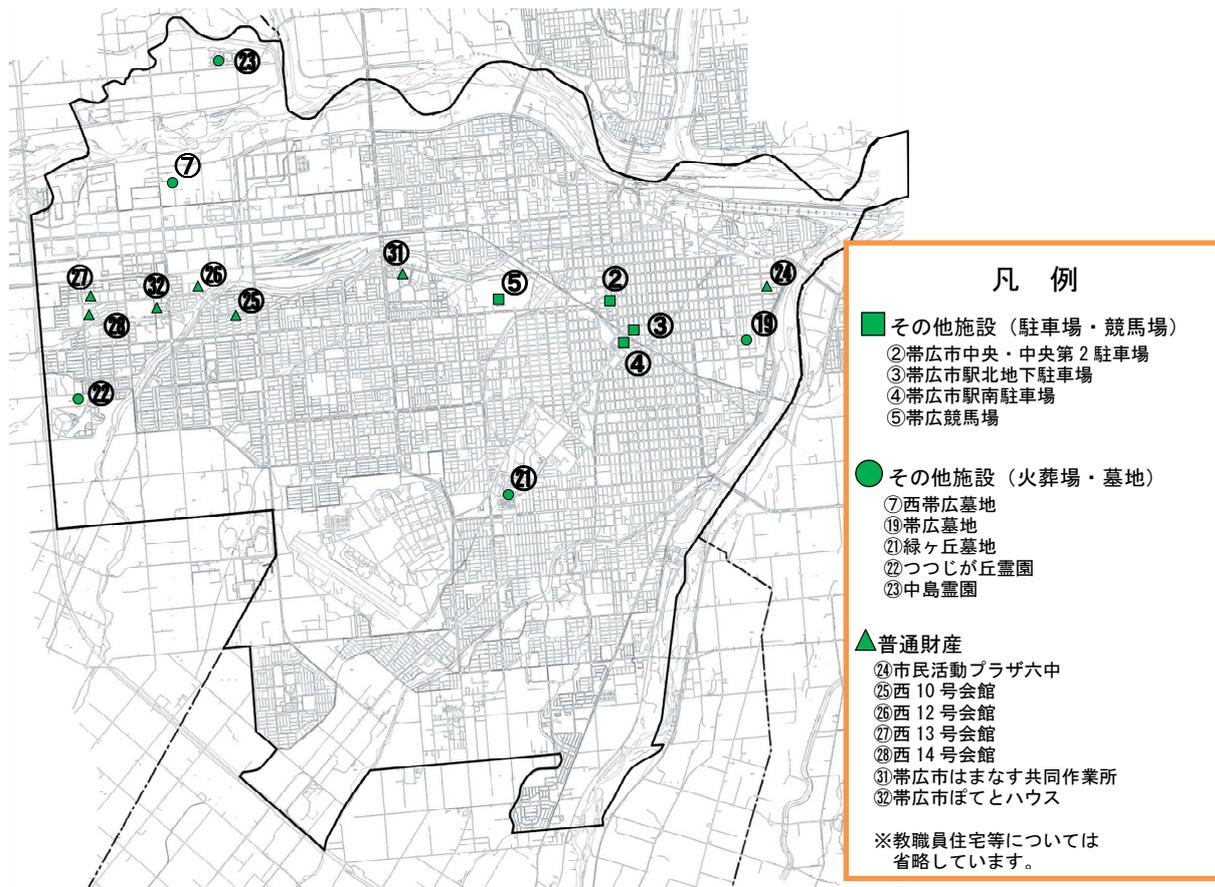
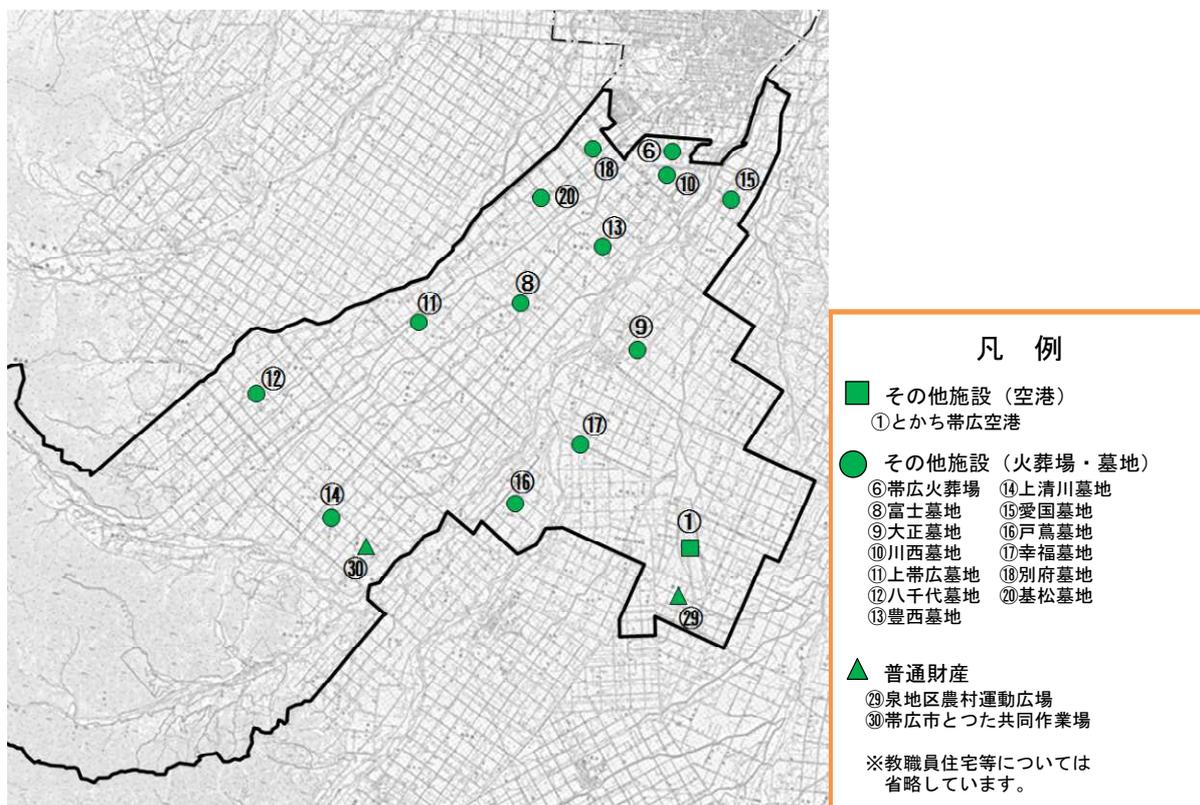


図32 その他施設・普通財産配置図（農村部）



2 インフラ施設

2-1 道路・橋梁

(1) 施設の現状

- 本市の道路は、帯広・広尾自動車道や国道 38 号、236 号、241 号をはじめ、道道など、都市の骨格となる幹線道路が配置され、市道とともに道路網を構成しています。

図 3 3 国道・道道・市道割合

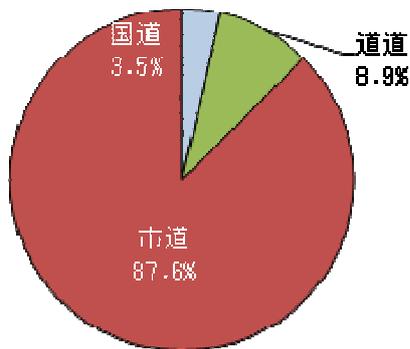
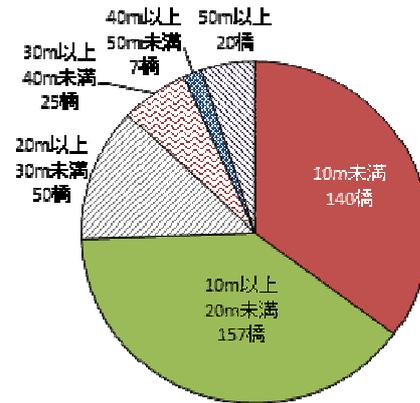


図 3 4 橋長別橋梁数



- このうち市道は、約 1,400km の延長があり、日常生活や経済活動を支える社会基盤として、重要な役割を果たしており、維持補修業務は市内を 7 つのブロックに分け、本市及び委託業者により行っています。また、除雪業務は冬季の利用状況を踏まえ、実施路線を選定し行っています。
- 道路の建設費は平成 9 年度の 49 億円をピークに減少し、最近では建設費、維持管理費ともに概ね 15 億円前後で推移しています。
- 道路の約 4 割が整備後 30 年以上を経過しており、今後 20 年でその割合は、約 9 割に増加します。
- 本市が管理する道路には、地形が比較的平坦なことから、トンネルや大規模な擁壁などはありませんが、399 の橋梁が設置されています。
- 橋梁の耐用年数とされている 60 年を経過したものは、現在のところ 1 橋ですが、今後、徐々に増加することから、予防的な修繕を計画的に行う長寿命化に取り組んでいます。

(2) 今後の考え方

- 予防保全の観点から、点検・診断に基づき、道路舗装や道路附属物、橋梁などの長寿命化に取り組み、道路の安全性の確保やライフサイクルコストの縮減を図ります。

2-2 公園

(1) 施設の現状

- ・本市が管理している公園等は、214箇所あり、開設面積は約763haとなっています。
- ・公園種別としては、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、都市緑地、墓園などからなる都市公園と、その他に農村公園やポケットパークがあり、特に、帯広の森は、本市を代表する公園として、市街地を十勝川水系緑地とともに囲むグリーンベルトの役割を果たしています。

表4 公園の設置状況

公園種別	箇所数	開設面積(m ²)	各公園種別の概要	
都市公園	街区公園	136	308,099	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離250mの範囲内で、1か所当たり面積0.25haを標準として配置しています。
	近隣公園	17	411,511	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離500mの範囲内で、1か所当たり面積2haを標準として配置しています。
	地区公園	5	313,414	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離1kmの範囲内で、1か所当たり面積4haを標準として配置しています。
	総合公園	2	3,980,783	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市の規模に応じて1か所当たり面積10～50haを標準として配置しています。
	運動公園	1	1,847,081	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市の規模に応じて1か所当たり面積15～75haを標準として配置しています。
	都市緑地	32	357,781	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地で、1か所あたり面積0.1ha以上を標準として配置しています。
	墓園	3	275,900	
	小計	196	7,494,569	
その他	農村公園	10	132,216	豊かな環境に恵まれた農村空間(エコビレッジ)の形成を推進することを目的とする公園で、農村地域に配置しています。
	ポケットパーク	8	3,734	公園が配置されていない地域を補完することを目的とする公園で、300～1,000m ² 程度の小規模な公園用地を活用し、休憩施設や植栽を整備しています。
計	214	7,630,519		
1人当たり都市公園面積		45.84	都市計画区域内人口(人)	163,500

- ・公園・緑地の5割近くが整備後30年以上を経過していますが、老朽化に対する安全対策の強化及び改築・更新費用の削減を図るため施設の長寿命化を行うとともに、再整備やバリアフリー化に取り組んでいます。
- ・整備費は最近10年間は減少傾向にあり、毎年度2億円から6億円、維持管理費は草刈や遊具の修繕など毎年度2億円から3億円で推移しています。
- ・街区公園については、町内会が一定の範囲で管理を行っているほか、近隣公園などについては、指定管理者による管理を行っています。

(2) 今後の考え方

- ・市民ニーズにあった公園のあり方について検討を行いながら、計画的に公園内にある各施設の長寿命化や更新に取り組み、ライフサイクルコストの削減を図ります。
- ・日常点検に基づき各施設の修繕を行うほか、安全で耐久性の高い施設への転換や利用されていない施設の廃止などの検討を行います。
- ・民間活力のさらなる活用など、効果的・効率的な維持管理の検討を行います。

2-3 簡易水道・農村下水道

(1) 施設の現状

- ・飲用水として供給する水道のうち、給水人口が5,000人以下の小規模水道である簡易水道は、川西地区の一部を区域とする太平簡易水道と、大正地区の一部を区域とする大正簡易水道があります。
- ・水道施設のほとんどが昭和50年代に整備されたもので、水道管の耐用年数は40年とされており、整備後30～39年が経過した水道管が全体の約6割を占めています。また、維持管理費は、毎年100万円から300万円程度で推移しています。

表5 簡易水道施設の概要

施設名	建設年度	築年数	所在	延床面積 (㎡)	構造	階数
川西浄水場	S56	33	八千代町基線188番地13	1,447.02	鉄筋コンクリート造	地上2階 地下1階
岩内浄水場	S62	27	岩内町3線83番地2	38.88	木造	地上1階
中島浄水場	S57	32	中島町東4線120番地6	486.10	鉄骨造	地上1階 地下1階
大正分水施設	H18	8	大正町東1線98番地26	18.14	木造	地上1階

※中島浄水場は、平成27年4月から公営企業施設に移管しています。

- ・農村下水道は、清川町の一部を処理区域としている農業集落排水と、農村地域の個々の住宅に合併処理浄化槽を設置する個別排水の2つの方式があります。
- ・農村下水道の農業集落排水処理施設は、平成13年度に整備が完了、個別排水処理施設の合併処理浄化槽は、平成11年度以降、毎年、住宅の新築等とともに整備が進められ、平成26年3月末まで468基が設置されています。農村下水道は、比較的新しい施設ですが、各住宅に設置されている合併処理浄化槽の耐用年数は30年程度といわれており、将来、計画的な更新が必要になります。
- ・維持管理費は、事業が始まった平成11年度は約800万円でしたが、その後は2,000万円から3,000万円程度で推移しています。

表6 農村下水道処理施設の概要

施設名	建設年度	築年数	所在	延床面積 (㎡)	構造	階数
清川下水処理場	H12	14	清川町西1線124番地13	156.62	鉄骨造	地上1階

(2) 今後の考え方

- ・ライフライン施設としての役割を果たすため、施設の点検・診断を行い、効率的で持続可能な更新計画の策定を進めます。
- ・平成32年度までに予定している上下水道事業の一元化とともに、効果的・効率的な施設の構築、管理手法、運営方法について検討を行います。

3 公営企業施設

3-1 水道

(1) 施設の現状

- ・本市の水道事業は、稲田浄水場と十勝中部広域水道企業団からの2つの水源により、安定的に水道水を提供しています。
- ・水道管には、河川から浄水場までの導水管、浄水場から配水施設までの送水管、配水施設から各家庭付近の道路まで埋設されている配水管があります。
- ・主な水道施設としては、札内川の伏流水を浄化・消毒する稲田浄水場、十勝中部広域水道企業団からの水を受け入れる別府配水池、稲田浄水場と別府配水池から送られてくる水量を調節する南町配水場などが設置されています。

表7 水道施設の概要

施設名	建設年度	築年数	所在	延床面積 (㎡)	構造	階数
稲田浄水場	S56	33	稲田町東2線8番地3	6,454.71	鉄骨造	地上2階
別府配水池	H7	19	別府町南17線西33番5	591.00	鉄筋コンクリート造	地上1階
南町配水場	S47	42	南の森西1丁目296番地2	241.00	鉄骨造	地上1階

- ・水道管の耐用年数とされている40年を経過した水道管は、全体の1割を超えており、10年後には約4割が耐用年数に達する見込みです。平成23年度からは管路近代化事業として、耐用年数を迎える塩化ビニール管を耐震性に優れたダクタイル鋳鉄管への更新を進めています。
- ・建設費は、浄水場等の改修や更新が一段落した平成11年度以降減少していましたが、近年は、浄水場等の改修により増加傾向にあり、10億円前後で推移しています。また、維持管理費は毎年度3億円で推移しています。

(2) 今後の考え方

- ・中長期の更新需要と財政状況を勘案した施設の更新計画により、計画的な修繕や管路の更新による老朽化対策や耐震化対策を行うなど、施設の長寿命化を図ります。
- ・将来人口から水需要の予測と、災害時の配水のバックアップなどを考慮した、施設の配置や再構築等の検討を行います。
- ・民間活力の活用や新技術の導入など、効果的・効率的な維持管理に向けた検討を行います。

3-2 下水道

(1) 施設の現状

- ・本市の下水道事業は、十勝川流域関連処理区約 3,529ha、帯広川処理区約 806ha の計約 4,335ha において事業を行っています。
- ・下水道管には、家庭などからの汚れた水を流す污水管、雨水を流す雨水管、汚水と雨水の両方を流す合流管があります。
- ・処理施設としては、本市が設置している帯広川下水終末処理場のほか、北海道が事業主体となって整備し、本市のほか音更町、芽室町、幕別町の近隣3町が構成団体として運営している十勝川浄化センターがあります。

表8 下水道処理施設の概要

施設名	建設年度	築年数	所在	延床面積 (㎡)	構造	階数
帯広川下水終末処理場	S42	47	東11条南2丁目1番地	17,845.60	鉄筋コンクリート造	地上3階

- ・下水道管の耐用年数とされている50年を経過した下水道管は、全体の約3%に過ぎませんが、今後、耐用年数を迎える下水道管が増加していくことから、管の内面に材料を被覆する管更生工法による長寿命化に取り組んでいます。
- ・建設費は、特定環境保全公共下水道事業と市内における大規模な污水管整備がほぼ終了した平成9年度以降減少し、近年は10億円前後で推移しています。
- ・維持管理費は、約2億円前後で推移していたものが近年は処理施設に係る修繕料等の増加により、5億円前後に上昇しています。

(2) 今後の考え方

- ・管渠の状況調査に基づく劣化予測を行い、管渠の延命化や更新を計画的に行います。
- ・帯広川下水終末処理場の処理施設の一部を廃止し、下水処理施設を広域処理へ移行するなど施設の統合を図るとともに、効率的な下水処理により費用の縮減に取り組めます。
- ・民間活力の活用や新技術の導入など、効果的・効率的な維持管理に向けた検討を行います。

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

公共施設マネジメントを着実に推進するためには、全庁的な取り組みが必要となります。このため、現在設置されている帯広市公共施設マネジメント推進本部において、公共施設マネジメントの取り組みに係る関係部署間の情報共有や調整を行います。

公共施設マネジメント推進本部では、施設管理に係る技術的な視点や将来の財政的な負担を軽減する視点を持ちつつ、関係部署が連携しながら取り組みを進めます。また、施設の更新や複合化等にあたっては、対象となる公共施設等を所管する部署を含むプロジェクトチームを設置し検討を進めるなど、機動的に取り組めます。

2 情報の管理と共有

公共施設の現状に係る情報を定期的に更新し、データベースとして管理・活用していきます。

また、帯広市有施設建築保全システムを有効に活用するなど、改修履歴等に関する情報を関係部署間で共有しながら、マネジメントの取り組みを進めます。

3 公共施設マネジメントの取り組みにあたって

本計画におけるマネジメントの基本方針や施設類型ごとの考え方にに基づき、下記の事項に留意しながら取り組みを進めます。

- ・今後、財政的な制約が高まる中では、これまでのように公共施設等を改修・更新することは困難であることから、施設総量の削減を図る視点をもって各個別施設の検討を行います。
- ・本市は、これまで十勝管内の自治体と一部事務組合を組織し、ごみ処理や消防業務において広域で共同実施しているほか、定住自立圏形成協定による保育所の広域入所や図書館の広域利用などを行っており、広域連携の視点から検討を行います。
- ・民間や国・北海道の施設の貸借等の可能性など、既存施設の有効活用の視点から検討を行います。
- ・公共施設等は、市民生活に必要なサービスを提供する拠点であり、市民生活や経済活動を支える基盤となることから、施設の更新等にあたっては、利用者や若い世代など市民の意見を踏まえながら施設のあり方について検討を行います。

用語解説

本計画で用いた用語のうち、主なものを以下に解説します。

P 1 公共施設等総合管理計画

厳しい財政状況や進行する老朽化など公共施設等を取り巻く状況を踏まえ、土木インフラ、建物を含む全ての公共施設を対象に総合的かつ計画的な管理を推進するため、平成26年4月22日付総務大臣通知「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」により、各地方公共団体に策定が要請された計画のこと。

国が平成25年11月に策定した「インフラ長寿命化基本計画」に基づくもの。

P 2 指定管理者制度

公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用し、市民サービスの向上と経費の節減を図るため、市が指定する法人その他の団体などに公の施設の管理を委任する制度。

P 2 一部事務組合

複数の普通地方公共団体や特別区が、行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する特別地方公共団体の一つ。

P 5 旧耐震基準

耐震基準は、建物が地震の震動に耐え得る能力を定めるもので、昭和56年6月の建築基準法の改正を境として、それ以前の基準を旧耐震基準、改正後の基準を新耐震基準としている。

旧耐震基準では、中規模の地震（震度5強程度）の揺れでも倒壊せず、破損しても補修することで継続使用できることを基準としていたが、新耐震基準は、極めて稀にしか発生しない大規模の地震（震度6か7程度）に対しても人命に危害を及ぼすような倒壊などの被害を生じないことを目標とした基準となっている。

P17 長寿命化

老朽化した建物について、将来にわたって長く使い続けるため、物理的な不具合を直し建物の耐久性を高めることに加え、建物の機能や性能を現在の施設が求められている水準まで引き上げること。

P18 ライフサイクルコスト

施設等の建設・建築費だけでなく、維持管理、運営、修繕、改修、更新、廃棄までの事業全体にわたり必要な総費用。初期建設費のインシヤルコストと、エネルギー費、保全費、改修・更新費などのランニングコストにより構成される。

P18 予防保全

点検・診断の結果に基づき、保全（修繕や交換等のメンテナンス）の時期や内容を事前に計画し予防的に実施する費用対効果が高い維持管理の手法。不具合を未然に防ぐ、あるいは少額な修繕等で済むうちに手当てすることで、高額な費用や施設の使用停止などを伴う大規模工事の発生リスクを軽減できる。

P19 PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）

効率的に公共サービスを提供することを目的に、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に民間の資金やノウハウを活用して行う公共事業の方式。

P32 地域優良賃貸住宅制度

高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯など各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯に対して、居住環境の良好な賃貸住宅の供給を促進するため、賃貸住宅の整備等に要する費用や家賃の減額に対する助成を行う制度。

P43 定住自立圏形成協定

都市機能を有する市と近隣町村が相互に役割分担・連携・協力することにより、必要な生活機能を確保するため、中心となる市とそれぞれの町村が締結する協定。